慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	自由党高田事件裁判小考(二・完)
Sub Title	Trial of liberal party for the attempted insurrection at Takada (1883)
	(2, end)
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	1973
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.46, No.6 (1973. 6) ,p.31- 85
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara id=AN00224504-19730615-0031

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

自由党高田事件裁判小考白完

手塚

豊

一はしがき

一 事件検挙の発端

附説 長谷川三郎、堀小太郎、赤木義彦の略歴 ………以上前々号

裁判の推移:・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 以下本号

Ξ

附説 事件の報道をめぐる筆禍事件

四むすび

三 裁判の推移

この取調で長谷川が自白した内乱予備の内容は、その訊問調書によると、次の通りである。 明治十六年三月十九日、 武田看守長の告発にもとづき、足立検事が長谷川三郎を取調べたことは、すでに前節で述べた。

此書状 (前節に掲げた長谷川の大島安治宛手紙 ~手塚註)ニ記載シアル当地決死者トハ誰々ニシテ其人員幾許ナルヤ

0

自由党高田事件裁判小考

三(六三)

- 未タ連判状ヲモ見受ケサルニ依り確トハ申難キモ是迄同志中ノ密話シ居リシハ凡ソ六十名余ニ下ラサル可シ而シテ其中最モ著シキハ
- (**) 其二十五六名ハ誰々ナルヤ其方ノ覚エノ儘有体ニ申立

二十五六名ナリ

○自分記臆スル人名凡ソ左ノ如シ

平、風間安太郎、横山環、宮沢喜文治、堀川信一郎、古川隆束、土肥善四郎、鈴木昌司、同貞司、江村正英、同正綱、本山健次等ナリ八木原繁祉、井上平三郎、小林福宗、今村致和、赤井景部、森山信一、小島国冶、樋口享太、岡崎直中、笠松立太、加藤貞盟、上田良(***) (***)

- 亦此書状(前に同じ――手塚註)中ニ熱血ヲ以テ自由ヲ買フ云々トハ如何ナル事ヲ指スヤ
- 死ヲ拋チ干戈ニ訴ヒ現今政府ヲ顚覆シ斯民ヲシテ最大幸福ヲ得セシメントノ熱心ヲ指シタル訳ナリ
- 0 前顕申立タル八木原以下二十二名ハ孰レモ前顕ノ目的ニシテ其計画中ナリヤ
- 然リ高岡ヨリ帰リタル上ハ益計画ヲ為ス約ニテアリシ
- 蜜ニ博徒等ヲ結合シ亦ハ銃器刀剣ヲ貯ヒ各地ニ同志ヲ連絡スル見込ニシテ略ホ其計画アルモノト信ス(まき)如何ナル計画ナルヤ

川の自供にいかに大きな期待を寄せていたかを示すのみならず、さらに彼が調書の採り方にまで十分配慮した証拠といえよ 小太郎」と記されている。長谷川の取調に、専任の書記を使わず、堀検事補自ら書記の役を買つてでているのは、 この調書には「明治十六年三月十九日夜九時三十分 新潟軽罪裁判所高田支庁ニ於テ 検事足立隆則 書記代理検事補堀 堀が長谷

5

永山県令、井上警部長らが協議の結果、警察本署および県下若干の警察署より応援の警察官を高田へ派遣、また、木梨大書 察署長赤木警部に関係者の逮捕命令を発し、 この長谷川の自供を正面からみれば、正に内乱陰謀の予備である。この自白にもとづき、足立検事は同日夜、直に高田警 翌二十日早朝から一斉検挙が始められたこと、そして急電をうけた県庁では、

記官が急ぎ現地へ出張したことなどは、すでに前節で述べた通りである(本誌前々号一九頁参照)。

道では「同署詰定員巡査三十八名」としている。これには数名の警部補がふくまれていたと思われる。(4) 所として、高田職人町西本願寺説教所が使用された。 応接警察官が急派されたのは、当然の措置であろう。当時の新聞報道を綜合すると、警察本署をはじめ新潟、 当時の高田警察署は、 赤木署長の下に、警察官が何名配置されていたかは正確にわからないが、明治十六年三月二十七日・越佐毎日新聞の報 長岡、糸魚川、 数十名の逮捕者が予想される事件の検挙活動に不十分であることは、云うまでもない。前に述べたように、各方面から 柏崎、与板の各署より約六十名前後の警察官が、高田へ派遣されたようである。これら増援警察官の詰 中頸城郡全部を所轄とし、直江津、柿崎、 新井、 川浦、 関川に分署が設けられていた。(3) これだけの 新 発田 高田署に 陣容

旬までに引揚げている――赤木署長を援助した。当時の高田署には、赤木以外には警部の在職者はいなかつたと思われるか(8) 前々号一九頁、二五頁参照)お よ び警部福島武司は、四月二十七日まで高田に滞在——各署からの応援警察官は、(?) 特に署長の補佐役として、三警部が特派されたのであろう。 事件勃発直後、 警察本署から特派された警部丹羽済五郎、 柴田克己(この両名の派遣については、 前節で述べた。

ら五月九日まで使用された。 (E) 建物を建設中であつた。それがため、大漁座を一時借りうけ、仮工事を施して臨時監倉 (未決監) に代用、三月二十五日頃か(2) 逮捕者を収容する筈の新潟監獄高田支署は、高田新中殿町にあつたが、建物がせまかつたので、当時、中殿町通に新しい(1)

検事補石部雄海を派遣し、事件が予審に移る四月中旬まで、高田に勤務させた。 事件勃発当時、高田支庁の検事局の陣容が、足立検事と堀検事補の二名だけであり、その後ち四月上旬に検事補小川信行 前節でも述べたが(本誌前々号二九頁参照)、新潟始審裁判所はこの人手不足を補うため、 検挙開始直後

事件発生の通報に接した新潟の県庁並に始審裁判所首脳部の動きも、またあわただしいものがあつた。木梨大書記官が、

る。その後、彼はふたたび高田へ赴き(日不詳)、四月七日に帰庁している。永山県令は、四月はじめ高田へ赴き、同月十二郎) 高田へ急行したことは前にも述べたが、彼は二十三日に高田へ到着、すぐに引返し翌日帰庁、永山県令と打合せを行つてい

Ħ 同地を立つて上京、十八日に内務省へ出頭、二十三日ふたたび高田へ戻り、翌五月八日まで滞在した。 井上警部長(正 高田へ赴き(日不詳)、四月十日、 同地から上京、二十三日ふたたび高田へ戻り、二十七日に帰庁した。新潟始審裁

判所の上席検事正木昇之助は三月二十七日に、同裁判所長判事長崎彊は四月七日にそれぞれ高田へ到着している。 新潟県庁並に始審裁判所から急報をうけたであろう内務省、司法省、大審院、東京控訴裁判所の対応も、また活潑であつ

た。すなわち内務五等属柴太一郎は三月二十六日、東京控訴裁判所検事長岡本豊章は翌二十七日にそれぞれ高田 へ 到 あるが、確かでない。岡本検事は、後ちに述べるごとく、暫く高田に滞在、みずから容疑者の取調にも当つている。(②) また、司法省大書記官安藤則命、大審院検事林三介、東京控訴院検事橋本胖三郎も、高田へ出張したという新聞報道も

たり」と、その状況を伝えている。 月二十五日・新潟新聞は「二十日夜より市街は勿論近郷近村に至るまで、帯剣巡査が絶間なく巡廻せらるるので、人心胸々 北陸の小都市高田はこのような異状な雰囲気につつまれ、町の内外は騒然たるものがあつたにちがいない。明治十六年三

の総人員は、裁判記録が湮滅した現在、正確にはわからない。 さて、三月二十日の一斉検挙以降、関係者の逮捕は、五月はじめまでつづいたようであるが、容疑者として捕縛された者

作成したといわれているから、これが事実ならば、その後の逮捕者を算入すると、六十名前後の計算になるであろう。 前掲自由党史は「一時逮捕せる者数十人」として、二十六名の氏名だけを述べているが、江村氏は、三十七名の住所氏名(2) また竹内氏は三十六名の住所氏名をあげておられる。杉村談話によると、二十日早朝「五十二通の党員逮捕状」(8)(8)

川が、 対する足立検事の最初の取調に、 もかく頸城自由党員を大量に検挙し、 した堀は、 なにがなんでも頸城自由党員大量検挙の口実をつかむことに汲々としていたといえよう。 果ず」とある。 為さしめんと試み、已に三月十二日夜、 その辺の真相は明らかでない。 がそれを信用したのか、 剣ヲ貯ヒ各地ニ同志ヲ連絡スル見込」であつたというもので、 中心に、 の新聞に書かれたものであるから、 等が横町神林樓を策源所とし血気に逸る赤井等を集め、 高岡行の旅費あるいは饗応など、 「死ヲ抛チ于戈ニ訴ヒ現政府ヲ顚覆」せんとする「密話」があり、 この事件の発端は、 第二案として長谷川を利用することを思いついたとみることもできる。堀としては、 長谷川自身、このような密議のあることが事実であると確信してあらかじめ堀に内報したのか、 長谷川自白の内容も、 この記事は、 あるいはまたそうした長谷川の自白の内容そのものも、 これまでの高田事件研究において、 前に掲げた長谷川の自白を出発点としたものであるが、それは長谷川をふくむ頸城自由党員を 前揭 前に述べたごとく、 かなりの信憑性があるものと、 「新高田」 すくなくともその輪郭は、 追及さえすれば、 愈々実行の間隙に至り、 堀から相当の援助をうけた関係から、そうした虚構の事実を捏造して堀に報告、 の社説 掘自ら書記の役をつとめているのは、 「頸城自由党疑獄の原因に就て」 なにか不穏の陰謀が自然にうかびあがるものと考えたのかも知れ 昼夜酒色に言を寄せ、 「連判状」その他具体的証拠は何一つ示されていない 全くみのがされているが、 是又森山信一、小林福宗二氏の為に阻 堀が仕組んだ芝居とみて、 私は考える。これが事実とすると、 高岡から帰つた後ちに 堀が長谷川に指示して作りあげたの 頗りに教唆して高田警察署襲撃の企てを によると「堀、 との 小林がまだ存命中に、 自己の作つた筋書を、 ほぼ間違いなかろう。 「高田署襲撃」 その口実はなんであれ、 「博徒等ヲ結合」 当時、 止せられ、 大 島 それとも長谷 の — 堀検事補 (安治 件に失敗 長谷川の 高田地方 又目的を 長谷川に -手塚 彼 ع *ts*

逮捕された者は、 すべて長谷川自白の線にそつて、 検事の取調をうけたものと思われる。 しかし、 もともとその自白の内

言葉を通じて都合よく記録するためであつたとみることもできる

証拠物件は全く入手できなかつたにちがいない。関係者の一人岡崎直中は、その模様を次のように語つている。(※) 容は虚構のものであつたから、 検事側の満足すべき自供もえられなかつたであろうし、また関係者の家宅捜索においても、

臣暗殺に使用する目的でしまつて置いたんだらうなどと、勝手な言がかりをつけたのです。 品にしようとしたものですが、当時士族の家には、どこにだつて刀の一口や二口ない家はありませんよ。それだのに、その刀や匕首を大 拠になる様なものは何も出て来ない。たまに誰かの家から刀が出たの、拳銃が出たのといふと、さも大発見でもしたかの様にそれを証拠 を引いた堀の手合ひも少し不安になつたものでせう…・厳重な家宅捜索が始まつたのです …・同志の誰の家を探し廻つても、 んだ芝居の様なものですから、証拠などあがりつこはありません。騒ぎだけは引つくり返る様な騒ぎで、肝腎の証拠のあがらぬ為に、 何しろ国事犯と言ふのですから、事件は大したものだつたが、さてその証拠はどこにあるかと言ふと…… 堀や大島などの手合ひが仕組 国事犯の証

情を、 前々号一〇頁—一一頁参照)、その後半の部分には、次のように記されている。 のことは、中川警部補の復命書によつて判明する。津川警察署の中川警部補が、四月一日、高田警察署を訪れて聴取した事 赤井有罪のキメ手の一つになつたものである――の事実は、すでにおぼろげながらも検事側にしられていたと思われる。 しかし、他方、逮捕者の取調により、その頃、赤井景韶、風間安太郎、井上平三郎の「町田屋一件」――後ちに詳述する 大検挙は強行したが、長谷川自供一件に関する検事の取調は、予期に反して全くすすまなかつたとみていい。 明治十五年十一月四日、この三人が町田屋に会合、大臣暗殺を企図した赤井が他の二人を誘い、上京を謀議した件で、 福島県の村上少書記官宛に報告した復命書(四月八日付)の中、 長谷川関係の部分は、すでに前節に引用したが ے

議ヲ暗殺シ、後者ニ幸福ヲ与ヘント計画シ、巳ニ九州辺ヘモ檄ヲ飛バセシニ、熊本県田中賢道ナル者ハ之ニ応シ、本人ハ越後ニ来リ井上(***)

等ト謀リ、其上出京スルノ手筈ナリト、筑後ノ者ヨリ確タル私信ノアル趣 (中略)

ヲ顚覆スルトノ目的ニ同意者ノ各異ナレバナリ(下略) 此事件取調結了セシ上ハ、犯罪ノ起因必ズ分離スルナラントノ見込ナリ。如何トナレバ、単ニ暗殺ヲ主トスル天誅組ノ同意者ト、

罪となつたキメ手の一つ)が、 内容は明らかになつていなかつたと思われる。それでは、赤井以外の誰がこの一件を自供したのか、 うグループをつくつたという漠然たる事実のみが知られていたのか、いずれとも断定する確証はない。 滅した現在、それは知るに由ない。 赤井が町田屋会合の内容を自供したのは、後ちに述べるごとく四月十五日であつたから、この時点では、まだ十分にその 警察、検事側の手ににぎられていたことを意味するのか、あるいは、赤井ら三名が天誅党とい また、この復命書に「天誅党云々」とあるのは、 すでに赤井の天誅党旨意書(赤井が有 関係者の検事調書が湮

とは別々の事件であると推測していることは、すでに当時、警察、 なおこの復命書が、長谷川自供の内乱の陰謀(後ちに述べるごとく、彼は町田屋一件は自供していない)と、赤井らの暗殺陰謀 検事側が、それを認識していたことを示すものとして注

前にも述べたごとく、岡本検事は、三月三十日以降、(3) 次のごとく司法卿大木喬任宛に手紙で報告した。 自ら逮捕者の訊問にあたつたが、四月五日、 取調べの見通しについ

意を要する

之二十名斗リハ検事限ニ釈放致シ長谷川三郎外三名斗ハ予審へ廻ス心得候得共是又予審ニ而免訴致スヨリ外ハ無之候迚モ高等法院ヲ開ク 場合ニハ万々不立到又兇徒聚衆律ニモ不相当結局前段之所分イタスヨリ外ハ無之ト相考候畢竟最初捕縛之際尚検事之軽忽ニハ候得共尾崎 高田事件追々検事ニ而訊問致シ候所到底内乱之陰謀ヲ企候犯跡モ露顕不致最内実幾分カ不羈ヲ企候と検察候得共今更取押ユルニ証憑モ無

判事赤木警部署長其外警部等六七名協議之上弐十六名之捕縛着手シ侯訳ニ而昨年之暮比ヨリ引続暴挙之景况余程切迫致シ高田之人民ハ甚 と察候得共此際不能如何右御参考迄上申致置候也 困難致居候事素ョリ捕縛之人名ハ自由党員ニ而一二名余リ之外ハ実ニ赤貧旦タニ迫ルノ景况侯仮令此回放免スルモ他日不覊ヲ図ルハ必定

十六年四月五日

岡本 豊章

大木司法卿閣下

ニテ毎夜十二時過迠訊問致シ来ル十日比ニハ一通ノ訊問結了之見込有之候 再伸 小官高田へ到着迠ハ検事ニ而四五名訊問致シ小官ノ出張ヲ聞キ一時中止致シ居候ニ付新潟正木検事呼寄セ足立検事並検事補両名

党疑獄の原因に就て」に「東京控訴院検事岡本某が、(***) 上平三郎であつたとも考えられる。岡本検事のきわめて消極的な見通しから推測すると、後者のようにも思われるが、断定 の頃のことかも知れない。 は差しひかえたい。それはともかく、一斉検挙後、二週間の時点で、 上の三名の公算が大きいが、そうでなければ、長谷川が前節で述べた高岡の懇親会で接触した八木原繁祉、 谷川以外の「他三名」とは誰か。もしもこの時点で、天誅党旨意書が検事側の手にわたつていたとすれば、赤井、風間、 川他三名については辛うじて起訴は可能であるが、しかし、それとても予審免訴になるものと予想している。ここにいう長 これによると、四月五日現在、 到底犯罪事件の成立はおぼつかないと判断していたことは、注意すべきであろう。 且帳簿を点検して尋問せられたる時には、 送検されている逮捕者二十六名の内、二十数名は証拠不十分で検事の起訴ができず、長谷(3) 流石の堀も顔色なく差俯向て一言の答弁も出来ざりしと」とあるのは、 当時出高中、 堀を召喚して、彼が密報に係る虚構の事実を挙て厳く詰 岡本検事が 「検事の軽忽」すなわち検察側の黒星をみ 前掲 「新高田」の社説 土肥善四郎、 「頸城自由 井 井

四月十日、岡本検事はさらに大木司法卿に、次のごとく報告した。

不在候右之振合ニ付只今ヨリ井上警部長実際之景况具状之為メ県令ヨリ上京致サセ候ニ付尚御聞取被下度候 與相答置候其ニテ協議ハ相整候然シ迚モ此上多分確証ハ不挙と熟考罷在候仮令県令之何程苛酷之処分ヲ請求スル共決而軽忽□□之処分ハ 相整候ハ直チニ内閣へ罷越シ意見之異ル処高裁ヲ仰ク心得ト被申候ニ付小官モ素ヨリ確証サエ挙ル見込ニ候ヘハ今五六日間之猶予ハ可然 而釈放被致候様ニ而ハ後来施政上之弊害ヲ恐レ大奮発ニ而今一往是非十分之確証ヲ挙ヶ候ニ付今五六日間処分方猶予ヲ相迫リ若シ協議不 モ難計ニ付尚詳細取調中ニ有之候当地着掛ヨリ木梨書記官罷越ン十分厳酷ニ処分致ン候様依頼有之又代リテ永山県令昨日罷越ン此之儘ニ 前文略高田之事件モ此迠之取調上ニ而ハ犯罪之証不挙検事限ニ而釈放致ヨリ外無之與相考候尤別紙之書類ニ因り万一暗殺等之企露顕致候

<u>大木公閣下</u>

岡本 豊章

手にあつたとすれば、それもふくまれていたであろう。 事側がにぎつていたほとんど唯一の物証であつたと思われるからである。もつとも、もしもすでに天誅党旨意書が検事側の 「別紙之書類」とあるのは、長谷川の手紙類(本誌前々号一三頁-一四頁参照)であつたと思われる。 それは、

人に好意的であつた」といわれているが、事実は全くその逆であつた。 信を貫くというつよい姿勢であつたこともわかる。江村氏は、理由はあげておられないが「永山県令の処置は、 山らは「此之儘」関係者を釈放すれば、「施政上之弊害」を生ずるから、 ついて取調を続行、他方、永山県令らは「確証ヲ挙ケ」るため「大奮発」をするというのである。この「大 奮 のつよい要請があり、それがため止むをえず、なお数日間、検事側も「別紙の書類」を手がかりとして暗殺陰謀等の存否に この岡本検事の手紙によると、彼の意見は、依然として証拠不十分による釈放論であるが、永山県令、 高田警察署を督励し、逮捕者の家宅捜索並にあたらしい関係者の拘引を精力的に行うという意味であろう。しかも、 検事側と意見が対立すれば、内閣へ上申しても所 木梨大書記官から 発の意 無論この犯 味

書簡にも述べているごとく、県令に先立ち十日に上京した。永山らは、政府部内とくに内務卿山田顕義に対して厳罰論を要(38) かくして、前にも述べたごとく、永山県令は同月十二日に高田を出発して上京、また井上警部長も、前掲四月十日付岡本

信一宅隣家捜索(四月十三日)、加藤勝弥宅捜索 (日不詳)、鈴木昌平拘引と家宅捜索 (四月十一日)、上野佐源治の拘引 (同前)、 逮捕など、警察活動も一段と強化されたものと思われる。四月十一日以降の新潟新聞には、本山信次宅捜索(日不詳)、森山 請したと思われるが、その辺の事情は残念ながら詳しくわからない。 高田においては、検事局の逮捕者に対する一段ときびしい追及が行われ、また、関係者の家宅捜索、あたらしい容疑者の

われたのであろう。その模様を、同月十八日・新潟新聞の社説「検察官ノ行為ヲ疑フ」は「警官カ彼諸氏ノ家宅ヲ捜索サレ 笠松立太宅捜索(四月十六日)などの'報'道 が みられるが、それは一部であつて、そのほかにも関係者の家宅捜索は頻々と行(%) タルモノ既ニ五回ニ及ヒ、其厳密ナル実ニ言フニ忍ヒサル者アリ」と述べている。高田署の赤木警部は、当初の一斉検挙に(ホサボ)

四月十七日、検事局の取調は終了、翌十八日から高田支庁の予審が開始された。検事が起訴し、予審へ廻された者は、 消極的であつたことは前節で述べたが、県令の厳命とあれば、それに服従せざるをえなかつたであろう。 次

の十五名である(そのほか、不確実な者に高島疏健がいる)。

安太郎、赤井景韶、 笠松平太、森山信一、小林福宗、八木原繁祉、 井上平三郎、長谷川三郎、 今村致和、 加藤勝弥 堀川信一郎、鈴木昌司、 江村正英, 江村正綱、 清野迂策、

後の政府への上申が、 八日であるから、そうした事態はありえない。とすると、永山県令は上京前、すでに手紙で強硬意見を政府に具申し、政府 前に述べた岡本検事の見込に反し、急転直下、検事側が大量十五名を起訴した理由は何であつたのか。永山県令らの上京 功を奏したとみられるかも知れないが、永山が内務省へ出頭したのは、前にも一言したごとく、四月十

はそれにもとづき、大木司法卿を通じて岡本検事に厳命を下したのか、あるいはまた、永山県令の上申をまたずして大木司

法卿から岡本検事へ強硬方針が指示されたのか、そのいずれかの場台も十分考えられる。しかし、それはそれとして、(2) 高等法院法廷でも朗読され、また赤井に対する高等法院判決文の中にも、その一部が、文態を変えて次の如く引用されてい高等法院法廷でも朗読され、また赤井に対する高等法院判決文の中にも、その一部が、文態を変えて次の如く引用されてい 十五日、 に対する検事側の意向を急に硬化させた原因であつたと、私は考える。この検事調書の全文は残つていないが、 足立検事の取調に対し、赤井がはじめて「町田屋一件」の内容を自白したことが、すくなくとも赤井、 風間 その一部 四月 は

シ、一旦旨意書ノ意ニ由リテ相決シ、之ヲ挙ント謀リ、新潟ニ迄出タルニテ、其道ヲ新潟ニ取シハ、三国ヲ越へ人ヲシテ跡ヲ知ラシメザ 処ハ全ク事実ニ違タル偽リニテ、其偽リヲ申立シハ、我身ヲ憎ムノ為ニアラズ、先ニモ申シタル如ク今般捕縛セラレタル我党員二十余名 ナリシカトノ問ニ対シ、目的ハ不残斬ルノ意ナリシナリ。天誅党旨意書ハ平三郎等ニモ示サザレハ、彼等ハ知ラザルナリ。唯其主意ヲ協議 放棄シ、帰郷致シタルナリト答へ、先キニ一旦天誅党ノ主意ヲ行ハント決シタル時、大臣参議ノ内、誰々ヲ暗殺スヘクト目的ヲ定メタル 藤勝弥等自分等ヲ偕楽舘二階ニ伴ヒ、説諭セシヲ以テ、尚我志ハ我ガ為ス所ニアリト申居タレトモ、其内覚ル所モアリ、終ニ先キノ志ヲ ラザルニ由リテ、翌日住吉屋ニ転宿シタルモ、尚又尋来リ、応答日ヲ送ルノ内、今村致和、相羽嘉尚、迎ヒトシテ来リ、昌司、致和、 塚註)ヨリ、自分等ノ新潟ニ出タルヲ聞キタル趣ニテ来リ、次テ小柳卯三郎、 原繁祉等ニ於テ、自分ノ挙動ヲ察シタル者ト見へ、電報ヲ以テ鈴木昌司へ通知アリタル由ナリ。昌司其事ヲ語ラス、七司(山際七司――手 レバ自由ヲ得ル能ハズ、寧ロ不自由ニシテ生存セショリモ、死シテ犠牲トナルニ如カズト唱へ、且自由党ヲ脱スルト云タル等ヨリ、八木 ル意ナリ。 …町田屋ニ於テ議シタル事ノ精神ハ、天誅党旨意書ニアリ。然レ共今ハ之ヲ放棄シタリト云ヒ、放棄シタルハ如何ナル事 カ ト ノ 問ニ対 ノ安危ニモ関スル事ナリト思ヒ、我精神ニ愧ルヲモ顧ミス申タレドモ、今ヨリ更ニ事実ヲ申立ベシ、初ヨリ訊問ニ相成リ度シト答へ、: 被告人赤井景韶ハ、明治十六年四月十五日、 今汝ノ如ク唯ダ知ラズ然ラズト云へバ、何レモ認定推測ヲ用ヒザルヲ得ス。却テ汝ノ不利益ナラズヤトノ問ニ対シ、唯今迄我答ヘシ 然リ決シタルナリ ……自分等着スルヤ否ヤ、直チニ鈴木昌司来リ、之ハ先ニ我輩郷里ヲ出ルノ際、ピストル等ヲ携タルト、当時熱血ヲ以テセザ 書面ハ自分寝処ノ内テ認メ試ミタル迄也ト答へ、新潟ニ出ル時ニ当テハ、一旦、東京ニ出、決行スルノ意ハ決シタルカトノ問 併シ未タ手段ハ議セザリシナリ。尚其事ヲ行ハント決心シタルハ、自分、私ニ怨等アルニアヲズ、全ク国家 新潟軽罪裁判所高田支庁ニ於テ、 加藤勝弥其他常置委員等出来リ、 自分等ノ挙ヲ謀ルニ暇ア 検察官ガ法ニハ法ノ推測アリ、 掛官ニハ掛官ノ 推 7

ノ為メナリト存ジ込ミショリ出タルニテ、 他人ノ教唆ニ出タルニモ非ザルナリト答タリ(句読点手塚)。

であつたにちがいない。 この赤井の自白は、 的確な証拠がえられず、暗い見通しに困却していたであろう検事側にとつては、正に起死回生の収穫

新聞に報道されたのは、新潟新聞の場合、四月二十二日の記事が初見であり、それには のことにふれているから、 天誅党旨意書が、検事側の手に渡つた時期がはつきりしないことは、前にもしばしば述べたが、この赤井自供の中で、そ(45) 四月十五日以前の家宅捜索で、警察がそれを発見したことは確実である。この旨意書の一件が、

りに井上、風間、赤井の三氏を審問せらるるよし。 載あるにや、天にかはりて国賊を誅すと云ふ意にて、 此程、警官が赤井景韶氏の家宅を捜索せられしに、 此題を命したるならん抔と噂するものあり、また、この帳簿を発見せられてより頻 一冊の帳簿を発見せられ、 表面に天誅党の題字を認めありたりと。何なることの記

なお疑問をのこしておく。 前の出来事のように思われる。 とある。 この語調から推測すると、この家宅捜索は、 もしもそうであれば、この文書の発見も、検事の起訴に大きな影響をあたえたといえるが、 この記事をさかのぼること余り遠くない時期すなわち赤井自供の直

ても、 間 町田屋一件に関する赤井の自白は、 井上の三名だけの問題である。仮りに天誅党旨意書が、この自供の直前に検事の手に渡り有力な起訴原因になつたとし その点は同じである。 これらの証拠は、 たしかに検事をして起訴にふみきらせた直接の原因と思われるが、 長谷川はじめ他の十二名(不確実な者一名をふくむ、 以下同じ)の起 それは 訴原因に 赤 共 風

なんの関係もない。前にも述べたごとく検事側も、長谷川自白の一件と町田屋一件とは、別の事件であることは十分承

は

は 間をのぞいては、 検事の起訴により、 起訴者十六名(不確実な者一名をふくむ。以下同じ)は、 何を基準にして起訴者を選別したかは、 事件の審理は、 したがつて国事犯関係で、 一応あたらしい段階をむかえたわけである。このとき起訴されなかつた逮捕者 検事調書が残つていないので全くわからない。 送検された者の約半数に当ると思われるが、 五月以降に追起訴をうけた者は、 その後逮捕された 赤井、 井上、 風

山際七司をのぞいては、 その後五月中頃までに逐次釈放された。

皆無である

は たと思われる者および従来の高田事件研究では、 事件関係者として逮捕されたように伝えられているが、その真偽が不明の者などの一覧表を、次に掲げておく。 起訴されなかつた関係者すなわち不起訴になつたことがほぼ確実と思われる者、 逮捕者の中に入つているが、それが不確実である者、 逮捕されたがすぐに釈放になつ 当時の新 聞 道で

Ì

- (1) 関係者の住所は、とくに註記したものをのぞき、江村氏の論文(前掲国事犯高田事件・史潮第八四、八五合併号・六六頁―六七頁、以下江村氏論文 し、両氏が挙示しておられない関係者については、もちろんその限りでない。 と略称する)により、また竹内氏の論文(前掲高田事件の顛末・頸城文化・第一二号・四六頁――四七頁、以下竹内氏論文と略称する)を参照した。但
- 2 カッコの中の数字は、新聞報道の月日(明治十六年)であり、「新潟」は新潟新聞、 「越佐」は越佐毎日新聞、「時事」は時事新報を指す。

逮捕地は、とくに住所地以外の場所で逮捕されたことが明らかなものに限り掲げた。

(4) 内乱陰謀予備は、国事犯と略称した。

3

(5) 「註」とあるは、後註を指す。

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中頸	住
代石村	潟町村	水吉村	中四ッ屋	直江津横町	砂山村	井ノロ村	高田河原町	樋場村	北代村	中頸城郡小出雲村	
			ッ 屋 社 1	町			町			雲村	所
鈴	坂	横	古	樋	土	上	岡	加	宮	小	氏
木	п	山	Л	¤	肥	田	崎	藤	沢	島	14
貞	寛		隆	享	善四四	良	直	貞	喜文治	国	名
司	平	環	爾	太	郎	平	中	盟	治	治	12
不	三月二十	同	同	同	同	同	同	同	同	三月	逮捕
詳	王	前	前	前	前	前	前	前	前	三月二十日(新	逮捕日とその場所
(同前)	五日(新3	10.0	100	13.3	100	נים	U.O.	נים	i nu	新3	その
	潟31									寫24	場所
五月十	五月五	五月五1	五月十	五月	同	同	同	同	同	五月	釈
日	H	H	十日(新5	初(新5	前	前	前	前	前	五日(55	放
新5	時 5 事12	時 5 事 7	新5	傷9	100	60	נים	נים	יים	時 5 5 事12 7	
	- T	<i>*</i>	****							#121	日
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	検事	
1 1 3	1~3	1173	123	1~3	[FI]	1~3	140	140	IH)	検事不起訴と思われる	
前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	訴と	備
							}			思われ	
			İ							る	
										(国事犯)	
										ء	
											سد
											考
	<u> </u>	l			L		l		<u> </u>	l	

同野田村	同山口村	刈羽郡 宮ノ窪村	中頸城郡	不詳	同 山口村	刈羽郡 上方村	同 大乗寺村	中頸城郡 松橋村	刈羽郡 剣野村 並7	南蒲原郡 大西村	東頸城郡一仙納村	岩船郡 板屋沢村	北蒲原郡新発田町	中頸城郡 代石村	東頸城郡 仁上村
永	霜	野	富	新伊	下	中	上	大	関	山	室	富	清	鈴	本
	田	沢	田	潟 医	田	村	野	島	矢	П	岡	樫	水	木	山
久	義	治	森	湯医学校: 藤	義三	藤	佐源	安	儀八	健	-4-2	源	中四	昌	信
吉	Ξ	助	茂	生某	郎	註 9八	治	治	郎	注郎 一	註 5 剛	吉	郎	平	註 2次 ——
同前	同前	四月初(越 生)	前	於新潟(新 3 3 · 3 3 129)	同前	四月八日(新福)	四月十一日(新部)	?	於上条義塾(新潟)	三月三十日(新 為)	?	同前(同前)	日於金沢 (新 潟)	四月十一日(新 編)	不詳(新: 高)
							五月十日(新福)		四月十三日(新 潟)	?		同前	三月二十二日(新鳥)	五月十日(新 鳥)	五月五日(時·事)
同前	同 前	本件関係者として、柏崎署に逮捕されたと報道さ	前	道されたが真偽不明。新潟で事件関係者として検事の召喚をうけたと報	同前	に報道されたが真偽不明。 として逮捕されたよう 柏崎町で、事件関係者? として逮捕されたよう	たが、起訴されたかどうか不明。 鈴木昌平の書類をかくして逮捕されたと報道され	マえられる。 で述べた長谷川の手紙(の本の取消を求めた(4)に事の取消を求めた(4)に事の取消を求めた(4)による。	(4・17・新潟)送検はされなかつたのであろう。四月九日頃、高田で旅舘預りとなつているから、	が釈放のそれはない。	7不明	同 前	金沢警察署に一日留置されただけである。	前	同前

後計

- 村が正しい(中頸城郡板倉町々役場の除籍謄本による)。 古川の住所を、江村氏は「四ツ屋村」とし(江村論文・六七頁)、竹内氏は「中四ツ屋村」としておられるが(竹内論文・四六頁)、これは中四ツ屋
- は四月はじめ頃のことと思われる。それがため、私は、四月五日現在の送検者の中に、彼は算入しない(本誌六七頁註34・参照)。 本山の逮捕日を、江村氏は三月二十日としておられるが(江村論文・六七頁)、彼が逮捕されたという報道は、四月七日・新潟新聞にあるから、それ
- 由懇親会に、清水は山口健次郎(後註5・参照)と共に出席を拒否されているから、証人または容疑者として召喚された彼等は、他の関係者に何か不利 記事(証人として高田へ召喚)によると、彼は新発田の人である。なお、明治十六年十月十一日・新潟新聞によると、同月一日に高田で開かれた越佐自 清水の住所については、江村氏、竹内氏共に町名を示しておられない(江村論文六七頁、竹内論文・四七頁)。明治十六年六月一日、三日・新潟新聞の
- **な証言をしたのかも知れない。因みに、山口は、この十月に北辰自由党を脱党している(明治十六年十月十九日・新潟新聞)。** 富樫の住所については、江村氏、竹内氏共に村名を示しておられない(江村論文・六七頁、竹内論文・四七頁)。 富樫は、 岩船郡板屋沢村の人であ

る (岩船郡山北町々役場の除籍謄本による)。

- 違反容疑で、高田支庁へ召喚されたとの記事がある。このことが、高田事件と混同されたのかも知れないが、なお疑問をのこしておく れているが(江村論文・六七頁)、その名をあげておられる。また、竹内氏のあげておられる逮捕者中にもその名がみられる(但し住所は松代村となつて いる。竹内論文・四六頁)。 しかし、 当時の新潟新聞には、その逮捕の記事はない。明治十七年二月十九日・新潟新聞には「仙納村室岡剛」が集会条例 永木氏の前掲新潟県政党史のあげている逮捕者中に、室岡の名がでている(旧版一一六頁、新版九六頁)。それがためか、江村氏も逮捕日を疑問とさ
- 竹内氏は、山口の名をあげておられない(竹内論文・四六頁――四七頁)。山口はあるいは証人として召喚されたのかも知れない(註3・参照)。
- 竹内氏は、関矢の住所を野田村としておられる(竹内論文・四七頁)。しかし、野田村は関矢が逮捕された場所の上条義塾の所在地である。
- この松橋村は、現在、頸城村字松橋であり、私は同村役場に調査を依頼したが、大島安治は除籍簿中にみあたらない由、 大島安治」の名で「生儀事故あり飲酒を禁ず、辱知の諸彦自今此段を認めよ」という広告がでている。これにより私は大島の住所を松橋村と推定する。 いう村名はないようである(前掲「地名索引」坤・二一五枚裏、 松島の項参照)。 明治十六年一月二十四日乃至二十七日・新潟新聞に「中頸城郡松橋村 江村氏は大島の住所を「松島村」とし(江村論文・六七頁)、竹内氏は村名をあげておられない(竹内論文・四六頁)。当時、中頸城郡に、松島村と したがつてなお 疑 問 としてお
- (9) 中村以下八名は、江村氏、竹内氏共に言及されていない。

崎判事自らそれに当つた。事件の重要性を考慮しての措置であろう。(&)

そして予審は、赤井ら三名の件と、長谷川自白の件とに分けて進められたと思われる。

あり、 ぼ同様の答弁を行つた。その予審調書によると、(タイ) 今村知和らが、 まず、赤井の件については、四月十八日、十九日の両日、尾崎判事の訊問に対して、赤井は前述の検事に対する陳述とほ 鈴木昌司の予審における次のような陳述が残つている。 新潟へ出たのは同月九日で十六日まで同地に滞在、(48) 赤井らの企てを阻止したのは、 彼等の新潟滞在中の出来事であつたわけである。 赤井、風間、 十九日に高田へ帰つている。 井上ら三名の 「町田屋会合」は、 鈴木昌司、 この阻止勧告の状況につい 「十五年十一月四日頃」で 加藤勝弥、 小柳卯三郎

疑フヘキ模様アリ。且ツ容易ナラサル挙動アリタル処等ヲ見レハ、決シテ今云フ如キ位ノ主旨ニ非ラサルヘシト責問シ、且ツ赤井景韶ノ 聴キタル処 当地ヲ回リタルハ如何ノコトナルヤ、又東京ニ出ル主旨ハ如何ト尋ネタル処、暫ク東京ニ出テ遊フ積リナリト云ヒ居ルニ付、尚其主意ヲ 素ヨリ吾党全体ノコトニ関シ、又ハ社会ノ為メニ甚タ執ラサル処等、反覆戒メタル処、 足下等ノ説諭ニ服シ、大ニ悔悟シ、帰郷スヘキコトニ致シタル訳ニ之レアリト云ヘリ。依テ自分等ハ尚ホーニ将来ノコト、則君等本人ハ ヲ加ヘタルニ、赤井景韶ニ於テ、一旦ハ自分等カ言ヲ柔従不断ノ言ト抗敵スルニ付、吾党ノ本主義等懇々説論ニ及ヒタル処、 云フニ付テハ、兼テノ言論等ヲ視ルニ、暗殺等モ仕兼難シト思想ヲ起シ、東京行止ムヘク説論ニ及ヒタリ。又今村致和モ続テ種々ノ説論 如キハ、常ニ過激ニ亘ル言語ヲ為ス者ニテ、前条高田脱走ニ付テハ、今村致和カ壮年客気暗殺等ノ話シモ之レアリ、旁彼等東京ニ出ルト 而シテ出京スル積リナリト云ヒシ故、自分ニ於テ、決シテ左様ノコトノミニ非ラサルヘシ。足下等カ、今般高田ヲ脱走シタルトキモ大ニ 「キコトニ決シ、尚ホ其節赤井景韶ニ於テ、自分等カ説論ノ了リニ当リ、悔悟ノ意ヲ表シタル言葉ニ、我々カ今東京ニ遊フト云ヒシハ、 十三日(明治十五年十一月——手塚註)午前八時頃 井上平三郎、 暫ク東京ニ遊学シ、政事形勢ヲ観察シ、且ツ広ク人ニ交際セントノ主旨ナリト申シ、且其順路モ、新潟ヨリ奥羽ヲ巡回シ、 風間安太郎三人ニ対シ、如何ノ訳ニテ当地ニ来リタルヤト尋ネタルニ、東京ニ出ル積リナリト云フニ付、東京ニ出ルニ **偕楽舘ニ、自分及今村、赤井、井上、風間都合五人集合ノ上、自分ニ於テ、** 赤井景韶ハ勿論、 井上平三郎、 風間安太郎共ノ旃 終ニ帰郷ス

悟ノ意ヲ表シタル儀ニコレアリ候

但右説諭中ハ、赤井景韶一人ニテ答陳致、平三郎、安太郎ハ傍ニ黙止シ聞キ居タル義ニ侯、

コト聢ト記臆致サス(句読点手塚、以下予審調書すべて同じ)。

説論時間ハ四時間許り … 又加藤勝弥ハ ‥ 新潟出張中ニ付誘ヒ置キタル訳ナレバ、説論ノ席ニ同坐セシヤト思考候へ共、

月十一日付調書において、次のように語つている。 さらにまた、井上平三郎の兄八木原繁祉は、新潟へ今村致和を差し向け、説得にあたらせたことにつき、これまたその五

戻シ方ニ都合宜敷ヤト存シ候ニ付、今村致和ハ自分親戚ニ付、相頼〝新潟迄差立テ申候。尤モ其前、鈴木昌司在新潟ニ付、三人罷越候得 回り夫レヨリ東京へ罷出候ヤニ承リ候ニ付、自分迎ヒトシテ罷越候ヤト思考候得共、反テ自分ヨリハ他人ヲ遣ハシ候方、平三郎其他ノ引 シムへキコト、且平常教戒ヲ加へ候得共、壮年客気ノ言行儘有之候ニ付、甚タ心痛致シ、加フルニ景韶、安太郎両人ハ自分等左ノミ親密 ノ者ニハ無之候得共、自由党員ノコトニ付、捨テ置キ難クト存シ、今村致和ト相談ノ上果シテ東京へ罷越候ヤ、其踪跡探偵候処、 ハ、引キ止メ置キ呉レ候様申遣シ置キ候処、果シテ三人共着港ノ趣、鈴木昌司ョリ電信ニテ知ラセ呉レ候事ニ御座候! 右三人脱走ノコトヲ承リ、何レノ意ナルコトヲ知ラサレトモ、弟平三郎ハ老母アリ、兄アルモ、告ケスシテ卒然出京ノコトハ、 甚タ佐

ごとく、赤井らの「町田屋一件」は、事実であつたものと、私は考える。ただ、後ちに風間と井上は高等法院において予審 免訴になつたことからみると、この二人が赤井の決意の内容をどの程度まで知つていたかについては、なお疑問はある。 大きな声でも言へますが、当時、赤井と井上と風間の三人が、大臣を暗殺する決心だつた事はたしかです」と回顧している 「事実は単なる上京かも知れない」と述べておられるが、私はそうは思わない。後ちに検挙者の一人岡崎直中が「今だから(fi) (本誌四一頁参照)という非常な決意にもとづき断行されたものであることを裏付けている。江村氏は、この赤井らの上京を これらの証言は、赤井ら三名が高田を出立、上京せんとしたのは、 赤井が自白したごとく「大臣参議」を「不 残 斬 ル」

よぼさないために、そのように述べたのか。もしも、井上、風間の検事調書、予審調書が残つておれば、その辺の事情も、 ハ自分一已ノ草案ニシテ、平三郎、安太郎等へ一覧為致タルコトハ決シテ之レナク候」と、赤井が終始一貫して自分だけの(3) かなり明らかになつたであろうが、いまは全くわからない。 メモにすぎないことを強調している点は、注意を要する。事実がそうであつたのか、それとも赤井が、井上、 「平三郎等ニモ示サザレバ彼等ハ知ラザルナリ」(本誌四一頁参照)としているが、このことは、予審においても「此主意書 さらに、赤井の天誅組旨意書についてみれば、彼の検事への自白によると「自分寝処ノ内テ認メ試ミタル 迄」のもので 風間に累をお

ると思われる点を摘記すれば、次の通りである。 云々」(後掲予審調書・本誌五○頁参照)と、その陰謀の目的をはつきり自白していたが、予審の陳述では、逐次その内容が漠然 彼に対する取調が進められた。 としたものに変つたようである。すなわち五月三十一日の予審調書の内、彼がかねてから自白しつづけた陰謀の核心にあた 次に、長谷川自白の一件は、 長谷川は四月六日に行われた検事の取調に当つては「伊藤参議ハ人民自由圧制スルノ主唱者」である から「之ヲ 斃 シ 彼の予審取調は、五月十九日、二十三日、三十一日の三回はすくなくとも行われた模様であ 検事の取調と同様に、予審においても、 長谷川の手紙(本誌前々号一三頁以下参照)を中心に、

問 ニ為ス所アラント、決心罷在候、嗟呼自由ヲ買フニハ屍山血河ヲ為スニ非ラサレハ能ハサルコトハ、吾党ノ与論ナリトアルヤ、 者トハ何ンソ盟約ヲ為シタル者アルヤ、其盟約者ノ名簿等モ之レアルヤ…… 書翰(長谷川から大島宛手紙、本誌前々号一三頁以下参照――手塚註)中、此上ハ、八木原帰高ノ上、 倍々計画ヲ充分シ、 当地決死者ト大

ヲ欲リ盟約セシ義ニ之レナク候へハ、確ト申上ケ難ク、且ツ八木原兄弟土肥善四郎ニ於テモ、唯口約迄ニ付、 名簿等ハ之レナク結盟ヲ為シタル者ハ、八木原兄弟即チ繁祉井上平三郎ナリ、 又土肥善四郎ナリ。 其他同主義ノ者モアレトモ未タ血 確証ヲ以テ御答致シ難ク

E.

問 書翰中、第二若クハ第三ノ革命党ト後世ノ誉ヲ行玉フ可シト、大島安治ニ勧誘シタル意如何。

答 挙貫徹セサル場合、続イテ吾党ノ志ヲ彼等ニ達サセ度、自分信友ノ間柄ヲ以テ、斯クノ如ク勧誘シタル者ニ之アリ候 安治ハ自分信友ニテ、且吾党ニ前日落胆致シタル者(事件前、大島が脱党したことを指すのであろう――手塚註)ニ付、

問 、為メ八木原ト同行ス可キ云々トアリ、押嵐トカ云フ者ハ、兼テ交際ヲ厚フスル者ナルヤ、又八木原同行スルノ約ニ付テハ、紙面ノ取 書翰中、又迂生ハ八木原帰高后チハ、一ト先ツ飯山ノ鈴木ニ依リ、兄ニモ御承知ノ押嵐トカ云俠客ヲ説キ、吾党決死ノ仲間ニ引入ル

リ遣シ者モアルヤ……。

·カ紙面等モ取遣リセシコトハ之レナキ候。但シ八木原ニ於テ此等ノ件ニ付、対決仰付ラレ候上、同人ニ於テ知ラサルト云へ、且ッ之飯山ノ鈴木ハ懇親者ニ之レアリ、然レトモ押嵐ハ一面識モ之ナキ者ナリ。又八木原ト同行スヘキ約ハ、高岡ニテ談シタル迄ニテ、之 カ証ヲ示セト云フニ至リテハ、外ニ自分於テ証明スル者トテハ絶テ之ナク候。

問 者ハ、八木原繁祉、井上平三郎、土肥善四郎ナリ。其他同主義の者モアレトモ、未タ血ヲ歠リ結盟セシ義ニ之レナクト申立シカ……八 明治十六年五月十九日(予審取調――手塚註)決死者トハ何ソ、結約ヲ為シタル者アリヤノ問ニ、 名簿等ハ之レナク、 結盟ヲ為シタル

木原外二名トハ血ヲ歠リ血盟セシヤ……。

中高岡旅籠町吉野屋名知ラサル旅店ニ於テ、結約セシ義ニ有之候。 八木原外二名ト雖モ、血ヲ歠リ結盟セシコトハ之レナク、唯口談ヲ以テ結約セシ迄ナリ。右結約セシ所ハ、明治十六年三月九日、 越

問 右結盟セシ所ノ聞取リ及其結盟セシトキノ時間等、詳細申立ツ可シ。

河ヲ為スニ非サレハ、能ハサル者トシ、決死ノ結盟ヲ為シタリ。蓋屍山血河ヲ為ストハ、未タ時日ヲ期シタル訳ニハ之レナクモ、吾カ河ヲ為スニ非サレハ、能ハサル者トシ、決死ノ結盟ヲ為シタリ。蓋屍山血河ヲ為ストハ、未タ時日ヲ期シタル訳ニハ之レナクモ、吾カ 族ヲ斬殺スル云々トスルモ、今自分等ノ主義ヲ拒ムノ族、現在セシコトニハ之レナク、自分等カ平日思想ヲ述ヘ互ニ斯ノ如ク約シタル 欲スル所ノ自由主義ヲ拡張スルニ、之レヲ拒ク族ヲ斬殺シ、以テ吾カ主義ヲ拡張スルト云フ意ニ之レアリ候。但シ自分等ノ主義ヲ拒ム (前略)十日朝(明治十六年三月——手塚註)ニ至リ、午前八時頃、自分、八木原、井上、土肥ノ四人同席ニテ、自由ヲ買フニハ、屍山血

問 ヲ議シタルコトアルニ於テハ、其証ヲ具 人民ノ自由ヲ圧制スルノ主唱者ト見認ルヲ以テ、先ツ之レヲ斃シ、尚ホ東京ニ在リテ、為ス所アルノ目的ナリト申立シカ、 明治十六年四月六日 (検事の取調――手塚註)、吾カ身ヲ犠牲ニ供シ云々、其目的トスル所ハ何レニアリヤノ検察官ノ訊問ニ、 可シ、熟考シテ申立テョ 伊藤参議

ノナリ

付テハ、別ニ証明スルモノ之レナク、結局三月十六日書面ニ付キ検察官ノ訊問ニ対シ、答陳セシ迄ニテ、其実無根ノコトニ 之 レ アリ 一モ読跡之レナク、互ニ平日ノ思想ヲ述ヘタル事ヲ執リテ検察官ニ御答致シタル義ニテ、且ツ同党員互ニ平日ノ思想ヲ述ヘシコト

問 又其節、唯死ヲ共ニシテ伊藤参議ヲ斃サント約シタル迄ニテ云々、又唯政府ヲ顛覆ス可ク官吏ヲ除クヘシト議シタル迄ニテモ、 尚ホ熟考シテ申立ツ可シ。 手段

答 矢張り前答ノ通リニ御座侯。 方法ハ議セサルナリト申立シカ、此事ニ付キ、

て、 初からの謀略 しい自白を行い、関係者の一斉検挙が行われるように仕向け、そして、その取調からなんらかの事件が暴露する こ と を うのである。正に泰山鳴動して鼠一匹の感がある。検事に対しては、自分をふくむ頸城自由党員の間に内乱陰謀ありと仰 の党員については、遂になんらの罪跡をもひきだせなかつたにしても、長谷川の自白とは直接に関係のない赤井 ら 三 名 の 白したにもかかわらず、この予審では、それは「其実無根」であつたとした。 すなわち高岡での会合で行つた「決 死 ノ 結 「町田屋一件」だけは、すくなくとも表面にうかびあがつたからである 前にも一言したごとく、長谷川は検事に対しては、伊藤参議云々と具体的に目的の人物の名をあげ、暗殺を密議した旨自 予審の段階では自分の前言をひるがえして、自分の罪は完全に免がれるようにいいのがれをする――これが長谷川の最 特定の人を「斬殺」する目的があつたわけではなく、ただ「平日」の「思想ヲ述へ」て誓い合つたにすぎないとい (実は堀検事補の計画)であつたとすれば、 それは目的の一部を達成したといえる。なぜならば、八木原他多数 企

念していたものと思われる。 この長谷川の自白撤回をまたずして、予審判事側は、すでに早く彼の自白にもとづく事件の成立を、 というのは、五月はじめから中頃にかけて、予審に廻された大半の者を、 後ちに述べるごとく ほとんど断

自由党高田事件裁判小考

保釈または責付によつて釈放しているからである。

(六五四

先きに高田へ出張し、 現地の検察当局を実際に指揮したと思われる岡本検事長は、五月二十日ふたたび高田を 訪 ずれ た

が、翌月五日、大木司法卿宛に、次のように報告した。

閉ニ付最前巡廻御聞届之都合モ有之当県下各裁判所へ十日余リ巡廻可仕心得ニ有之尚上申致シ置候頓首百拝 無之と被申候ニ付尚御下命奉仰候総チ重罪ハ勿論軽罪ニ係ル罪ト雖モ御下命被成下度乍恐一日早ク奉 望候小生モ右御下命迄ハ暫時御用 兼而御申附之長谷川三郎口供中取消云々尚ホ取糺候処反覆無常識ニ困入未タ十分之取消ハ出来不申候得共此上ハ予審判事モ詰問之仕様モ 奉供候間成丈ケ至急ニ御下命被下度幾重ニモ奉願候右書類ハ成丈ケ緻密ニト協議候ニ付間々無益ニ渉リ候事も可有之相考御断申上置候又 翰拝呈仕候(中略) 扨先月廿日当地へ到着以来予審判事と十分協議ヲ遂ゲ可成丈緻密ニ日夜取調漸ク本 日 迄整噸致シ予審書類御高覧ニ

十六年六月五日

岡本 豊章

大木公閣下

と述べていることは、最初の自白を取消し、当局側に当りさわりのない自供に変更したのかも知れない(本誌前々号二三頁註(57) 偵であることをほのめかして名立の警察へ保護をもとめたとはいわないで、自ら出頭して言葉のゆきちがいから逮捕された 供述で、 わるい自供があり、大木司法卿がその取消を求めることを指示していたように思われるからである。長谷川が予審における とがわかる。なお、この手紙の中にある「長谷川三郎口供中取消云々」の記述は、注意を要する。なにか、当局側に都合の この手紙によると、その頃すでに大半の予審決定書類がほとんどできあがり、大木司法卿へ送られ、指示を待つていたこ 高岡行の旅費は堀検事補から支給されたとはいわないで借用したと述べていること、あるいは、 彼が堀検事補の密

14・参照)。

家宅捜索をうけた。彼が逮捕された理由は、 これより先き、五月一日、 山際七司は新潟において逮捕され、 加藤勝弥と連名で鈴木昌司に送つた次の手紙によるものと思われる。(※) 西蒲原郡木場村の自宅は、高田から出張した福島警部らの

他見決而御無用之事

スルナリ曩ニ上京中関東中国奥羽九州之各県ト協同シ将ニ倦マントスルノ民心ヲ激昻シ活潑ナル運動ヲ為スニハ第一民心ヲ感発スル行為(まき) 如シト足下ノ言ナホ吾輩モ同感ナルハ勿論ナリト雖モ夫吾党今日ハ千軍万馬ノ中ニアルコト一般ニシテ各種ノ方略変通ヲ以テ目的ヲ達ス 家ノ志士ニ耻チサルノ行為セヨ時下秋凉霜白シ為邦家自愛セヨ 告ス可キ所大ニ他聞ヲ恐ルルヲ以テ之ヲ告ケサルナリ足下吾党ノ活動ヲ速カナラシメント欲セハ建白ニ同盟シ大ニ地方ノ志士ヲ鼓動シ国 党ノ一大運動ヲ試ル為メニテ則建白ハ名ニシテ其実ハ吾党ノ活動ヲ図ルモノ也然レハ則足下モ亦異議ナク同盟アルコトヲ信ス前陳兼テ密 ヲ施シ向後政府ノ暴逆ヲ鳴ラシ之ヲ攻撃スルノ得策タルヲ覚知シ各県悉ク十一月中ニ種々ノ請願建白ヲ為シ全国委員東京へ会同シ以テ吾 ルヤ直接ノ功用ナキハ勿論ナレドモ間接ノ功益尤モ至大ニシテ全国ノ民心ヲ勃興シ政府ノ暴逆ヲ攻撃セシムルニ恰当ナル方略ヲ得ント欲 ルヲ計画ス可キ也豈表面ニ道理ノミニ固着シ変通ノ術ヲ知ラス測量家ガ地質ヲ量測スルト一般ナル順序ニ依ル者ナラン抑モ今回ノ建白タ 過般及御協議候大自由建白之件小柳氏之報スル所ニ依レハ足下云如斯政府ニ向ヒ道理上ノ請願建白ヲ為スハ可謂木ニ縁リテ魚ヲ求ムルカ

十一月二日

長岡旅亭ニ於テ

山際

鈴木 昌司様

小柳氏へモ通話セル儀ニ付同氏ニ御伝言ナキ様希望ス(66) 北越ニテ知リシモノハ生等ト八木原三名ノミ

ものでおろう。この会の目的は、元老院への建白書 この手紙は、 十五年十一月三日、長岡で開かれた越佐自由懇親会の際、 (言論、 集会、 出版の三自 同会に出席していた山際、 由要求) の起草であり、 鈴木は同会には欠席し 加藤から鈴木へ送つた(61)

五三(六五五)

備中であるごとく理解できないこともない。なお、この手紙は、中川文書の中にふくまれているから、すでに早く四月はじ 目的ヲ達ス」などと書かれていることから、 山際らは手紙でその同意をもとめたものと思われる。ただそれだけの手紙であるが、 猜疑心を以て読めば、 表面の建白書提出の運動以外に、 「各種の方略変通ヲ以テ 何か別の「方略」も準

山際が他の関係者より四十日もおくれて逮捕された事情を、私は次のように推測する

めの頃までに(おそらく鈴木昌司宅の家宅捜索で発見されたのであろう)、検 事 側の手に渡つていたと思われる。 それにもかかわ

検事側は、 予期したように取調は進展しなかつた。このことは、事件が予審に移つてからも変らない。そこで予審判事は、 当初、もつばら長谷川の大島宛手紙に重点をおいて関係者の取調をすすめたが、前にもしばしば述 べた ごと この山

後ちに山際は予審免訴になつているから、時期はわからないが、検事は山際を起訴し、予審に移したことは確実である。 加藤の手紙に注目、取調の頓挫を打解すべく山際を逮捕したのであろう。

分未定のまま、 (本誌五七頁以下、一覧表参照)。 赤井、風間、井上らは、有罪認定の見通しがたてられていたため、 前にも一言したが、五月中旬、 保釈または責付により釈放されたが、この時点で、これらの人の予審免訴はほぼ予定されたものと思われる 山際、 加藤、長谷川、赤井、風間、井上ら六名をのぞき、収監中の者十一名が、予審の処 山際、 加藤はなお取調続

をカモフラージするため、 あるいは単独犯の疑いをかけられ、それが釈放されない原因であつたかも知れないし、あるいはまた彼がスパイであること 行の必要ありと判断されたため、釈放されなかつたのであろう。長谷川の場合は、なにしろ陰謀自白の張本人であるから、 拘留をつづけたのかも知れない。

鈴木昌司だけは、さらに五月二十四日に再逮捕され、そして七月 (日不詳) に釈放された。(②)

た者をふくむ多数の人が、 このように関係者の過半数は、 「集会条例第八条違反」の容疑で、身柄不拘束のまま、 五月中頃までに釈放になつたが、その直後から、 高田支庁検事の取調をうけたことがしば 新潟新聞によると、 それら一旦釈放され

期はわからないが、検事が多量(後ちに予審免訴になつた人員からみると、二十六名)に起訴し予審へ廻したことは確実である。 べ、さらに多数の党員が召喚された事実を仄示している。 いる。 とくに、 しば報道されている。すなわち、五月二十九日以降七月三日までの同新聞の記事に、 堀川信一郎、 新聞報道では、 六月三日・同新聞は「其他頸城自由党員は、多く集会条例違反のかどを以て召喚せられしやの説あり」と述 江村正英, ただ集会条例第八条違反というのみで、その内容を伝えた記事はみあたらない。 加藤貞盟、 樋口享太、 原田種美、 後ちに多数の関係者がこの一件で予審免訴になつているから、 笠松立太、 宇梶利近、 藤野高明、 召喚された者として今村知和、鈴木昌 小島周治などの名がみえて この集会条例第

政治 ニ関スル事項ヲ講談論議スル為メ**其旨趣**ヲ広告シ又ハ委員若クハ文書ヲ発シテ公衆ヲ誘導シ又ハ支社ヲ置キ若クハ他

八条というのは、

次の規定である。

ノ社ト連絡通信スルコト

・ヲ得ス

獄 これに違反した場合、 「此事ニ関スル者モ亦同罪」とされている。 その第十五条で「会主会長及と社長幹事ハ五円以上五拾円以下ノ罰金若クハ一月以上一年以下ノ禁

十四年十二月の結成の時から、 を処罰の対象にできるから、 の したものと思われるし、またその後段容疑とすれば、 かも知れない。 第八条前段容疑とすれば、 (東頸城郡仁上村) 「公衆」の の四地区にそれぞれ地区本部を設けたというから、(65) 検事は、 検事が頸城自由党に、 「誘導」を問題にしても、 本部を高田におき、 おそらく第八条後段を、 甲部(西頸城郡糸魚川町)、 乙部(中頸城郡高田町)、 丙部(中頸城郡潟町)、 なにか 頸城自由党の組織を問題にしたと思われる。 幹部の責任しか追及できないが、 「広告」または「文書」による「公衆」 頸城自由党の組織に適用したものと思われるが、 この地区本部を、 組織を問題にすれば、 検事は「支社」の設置と認定した の 例えば、 「誘導」 頸城自由党は、 の事実ありと 確実な資料 多数の党員 丁

の発見されるまで、

疑問をのこしている。

この集会条例違反の一件は、これまでの高田事件研究においてほとんど言及されていないが、当該事件の一部 とみ て い(66)

あろう検事側は、この失点を挽回せんがため、さらに頸城自由党の多数を一網打尽にする方策を考え、苦心の一策として集 内乱陰謀容疑の予審終結前、関係者の多数が釈放されたことにより、それらの人々が予審免訴になることを予期したで

会条例違反の一件をもちだしたものと思われるからである。

て召喚されている。(69) 長谷川の証人として取調をうけている。さらに同じ頃、(68) け、小柳卯三郎は六月はじめ高田へ召喚、命) 五月以降も、 事件の取調は継続して行われた。例えば、八木原は五月二十三日に召喚されて長谷川についての 山際関係の証人として訊問をうけ、また、その頃、清水中四郎も高田 加藤貞盟、 森山信一も八木原(後ちに述べる不敬罪事件)の証人とし へ呼ばれて 問 をう

に集会条例違反事件に付ては、未だ予審終結に至らざる趣」と伝えている。 るるよし」と報じ、さらに八月十一日・同新聞は「聞く所には、拘留人六名は、更る~~尋問を受け居らるるよしにて、 中の同党員六名は、今に何等の処分もなき故、如何あらんと思ひしに、矢張日日高田裁判支庁へ召喚され、 収監がつづいている六名については、もちろんその後も取調が行われていた模様で、七月一日・新潟新聞は「高田へ拘留 糾問を受け居ら 殊

免訴であるが、余罪の不敬罪と銃砲取締規則違反で、高田支庁の公判へ廻された者一名、 ず、ようやく八月十八日に至り、 前に掲げた六月五日付岡本検事長の手紙によると、予審終結は間近いようにもうけとられるが、実際にはなか な 一応大部分の被告に対する予審が終結した。高等法院へ移送の者三名、 国事犯と不敬罪の予審免訴の者二 国事犯関係は予審 か 渉 5

会条例違反の件は、 次にこれらの者の一覧表を掲げておく。 国事犯の予審免訴の者七名(不確実な者一名をふくむ)、予審の処分保留のまま責付となつた者三名である。前に述べた集(元) この時点ではまだ予審が終つていない。

前掲一覧表の前註(1)乃至(5)・本誌四四頁参照。

 $\widehat{\underline{\textbf{1}}}$

3 罪法第二一九条)。 3) 責付は、予審判事が、被告人の請求の有無にかかわらず、検事の意見を聞き、彼告人の勾留、収監を解き、「親属」「故旧」に預けることである(治2) 保釈は、被告人の請求により、予審判事が保釈金を収めさせて、収監を解くことである(治罪法第二──条乃至二一八条)。

 $\widehat{\underline{2}}$

同	同	同	同	同	同一	同高田	同	中頸	住
前	荒戸河	代石村	今曾根村	高田川田	高田庫	田五分	高田子	中頸城郡小猿屋村	
	河沢村	<i>የ</i> ነ	村村	川原町	裏川原	-	宝分 一	猿屋	所
	13				原町	四町	町	一	
江	江	鈴	堀	今	八木	小	森	笠	氏
村	村	木	Л	村	原	林	山	松	
正	正	昌	信一	致	繁	福	信	立	名
綱	英 ———	司	郎	和	社	宗 —		太	
	於新潟二月二十	五月二十二三月二十二	三月二十	同	同	同	同	三月二十	逮
新3		124		前	前	前	前		捕
為31	日 新3	日 日 新3	日 新3					新3	日
	獨23	<u> </u>	#J23					<u>網24</u>	
同	五月十	七月日 五月十	同	五月十六	同	保同	五月十九日	五月十	釈
前	付 六日	一九日(新 新 新 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五	前	付片日	前	釈前	付九日	付上	放
	新 5			新5			新 5	新5	日
	傷19	<u></u> <u></u> <u> </u>		月19			潟23	爲19	
同	八月十八日・予審免訴	八月	同	八月	砲取締規則違反で公判に付せらる。、八月十八日・予審免訴(国事犯)。別	八月十八日	同	八月十八日	
	一八口	月十八日		月十八日	柳八月	一八口		구 스	備
前	· 本		前	子	建一手	· 子	前	:	VH3
	審免	予審免訴		・予審免訴	で審公会	予審免訴		・予審免訴	
	_			1	判訴に	訴		1 _	
	(国事犯)	国事犯と不敬罪		(国事犯)	付事が	国		(国事犯)	
		犯と			らむる	事犯と不敬罪)			
	新8	不敬		新8	。別	不敬		新8	
	寫21	罪		為21	不敬	罪		<u></u> <u></u> <u> 821</u>	考
					能2 加に不敬罪と銃	註: 1			
		<u> </u>		L	鈗				<u></u>

(8) 五月十四日(新 (82) 1							,	
「本	頸	蒲	岩船	同	同	, .		同
村註5 清 野 迂 策 三月二十日(新 編) 五月十四日(新 編) 五月十四日(新 編) 八月十八日・高等法院へ移送(新 組) 大場村 山 際 七 司 五月一日(新 編) 八月十六日(新 編) 八月十八日・高等法院へ移送(新 組) 大場村 山 際 七 司 五月一日(新 編) 八月十六日(新 編) 八月十八日・予審決定保留 大場村 山 際 七 司 五月一日(新 編) 八月十六日(新 編) 八月十八日・予審決定保留 前 前 前 前 前 前 前 前 前 前	城郡	原郡	郡	城腰	田田	高田·	馬屋	崎
清 野 迂 策 三月二十日(新 為) 五月十四日(新 為) 五月十四日(新 為) 元月十八日・高等法院へ移送(新 21) 元月十二日(新 為) 五月二十日(新 為) 元月十八日・高等法院へ移送(新 21) 青 付 元月十八日・高等法院へ移送(新 21) 青 付 元月十八日・高等法院へ移送(新 21) 青 付 元月十八日・高等法院へ移送(新 21) 青 付 元月十八日・高等法院へ移送(新 21) 元月二十日(新 為) 元月十八日(新 為) 元月十八日・高等法院へ移送(新 21) 元月二十日(新 為) 元月二十日(新 為) 元月十八日・高等法院へ移送(新 21) 元月二十日(新 為) 元月十八日・高等法院へ移送(新 21) 元月二十日(新 為) 元月二日(新 為) 元月十八日・高等法院へ移送(新 21) 元月二十日(新 為) 元月二日(新 高) 元月十八日・高等法院へ移送(新 21) 元月十八日・高等法院へ移送(新 21) 元月二日(新 高) 元月十八日・高等法院へ移送(新 21) 元月十八日(新 21) 元月十八日・高等法院へ移送(新 21) 元月十八日(新 21) 元日(新 21) 元月十八日(新 21) 元月(元日(新 21) 元日(新 21)	代石	木場	枚屋沢	村註7	八 表川 原原	木築町	村	村註5
野 迂 策 三月二十日(新 海) 五月十四日(新 海) 元月十八日・高等法院へ移送(8 ・22) 1 安太郎 三月二十日(新 海) 八月十八日・高等法院へ移送(8 ・22) 1 安太郎 三月二十日(新 海) 八月十八日・予審決定保留 1 京 付			村		宅町			
英太郎 三月二十日(新潟) 五月十四日(新潟) 八月十八日・高等法院へ移送(新潟) 安太郎 三月二十日(新潟) 九月十八日・高等法院へ移送(新潟) 安太郎 三月二十日(新潟) 九月十八日・高等法院へ移送(新潟) 要太郎 三月二十日(新潟) 八月十六日(新潟) 同前 野弥 三月二十日(新潟) 八月十六日(新潟) 同前 大金沢 責付 八月十八日・高等法院へ移送(新潟) 大金沢 責付 八月十八日・予審決定保留 上面 大金沢 大角田(新潟) 大月十八日・高等法院へ移送(新潟) 大分高 大月十八日・高等法院へ移送(新潟) 大部になったのか不明であれたと報告司宛の手紙の件で拘引されたと報ので、大月、1000円で、大月、100円で、大月、100円で、大月、100円で、100円	ļ			長谷				清
三月二十日(新 為) 五月十四日(新 為) 三月二十日(新 為) 五月十四日(新 為) 三月二十日(新 為) 五月十四日(新 為) 三月二十日(新 為) 百 前 同 前 回		際						
三月二十日(新 為) 五月十四日(新 為) 三月二十日(新 為) 五月十四日(新 為) 三月二十日(新 為) 五月十四日(新 為) 三月二十日(新 為) 百 前 同 前 回						景	安太	ĺ
三十日(新 32)	健	司	弥		郎	韶	郎	6策
三十日(新 2) 五月十四日(新 2) 二十日(新 2) 五月十四日(新 3) 五月十四日(新 3) 八月十八日・高等法院へ移送(新 32) 二十日(新 3) 八月十六日(新 3) 八月十八日・高等法院へ移送(新 32) 二日(新 3) 八月十六日(新 3) 同 前 同 前 同 前 同 前 同 前 同 前 同 前 同 前 同 前 同	四月	五月 於 月	於 月	一	於月	同	三月	三於月
日(新海) 五月十四日(新海) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	日日	新一	デ	十九	デ 干	韶		高三田十
(8) 五月十四日(新 (82) 10 10 10 10 10 10 10 1	新4	為5		日 :		មក		日 新4
付付	為24	新3		8				潟1
付付	五五	同	八書日	八				五五
日(新・高2) 同 前 目(新・高2) 同 前 同 前 同 前 同 前 同 前 同 前 同 前 同 前 同 前 同	五		+	人士				1 +
(82) (月十八日・高等法院へ移送(8・121) (月十八日・高等法院へ移送(8・121) (月十八日・高等法院へ移送(8・121) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (新5	印	旦	日				日
月十八日・高等法院へ移送(8・21) 同前同前同前同前同前同前同前同前同前同前同前同前同前同前同前同前同前同前同前	潟12							劇 20
前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前前	訴つつ木	同	同	八月	同		八月	同
・高等法院へ移送(8・121)・高等法院へ移送(8・121)・予審決定保留・予審決定保留・予審決定保留・予審決定保留・予審を訴になったのかでも、のかでも、のかでも、のかでも、のかでも、のかでも、のかでも、のかでも、	さて、 も れ 24		'	十八	1.5	1. 5	十八.	1.5
が に た に た た に た た の た で に た の た の た の た の た の た の か た の か た の か た の か た の か が も の が も の も る も る も る も る も る も る も る も る も る も る も る る る る る る る る る る る る る	て買・宛子付新の	前	前	· H	前	前	н :-	前
が だ に な た な の た な の た な の た の た の た の の か た の か た の か た の が も の か た の が も の が も の も る る も る も る も る も る も る も る も る も る も る も る る も る も る も る も る も る も る も る も る も る も る る も る も る も る も る も る も る る も る も る も る も る る る る る る る る る る る る る	番後湯(美)			十 審			局等:	
たな訴引 のつのさ かた報れ 不の道た 明かがと で、な報	はい り			決定			法院	
ののでき かた報れ 不の道た 明かがと で、な報	つに免物			· 保 · 留			へ移	1
不の道た	たな訴引						天(新8	
明かかと	不の道た						選21	
あてい道	明かかとで、な報							
るれ [さ]	あそい道 るれ。さ							
°としれ	もたた							

- <u>1</u> 本誌七一頁・註70・参照。
- 2 本誌七四頁・註81・参照。
- 3 (4) 鈴木再逮捕日、釈放日、保釈か責付かの点は、本誌七○頁・註63・参照。
- 5 村が町制を施いたのは、昭和九年一月一日である(前掲新潟県百年史・下巻・六一九頁)。 清野の住所を、江村氏は「柿崎町」とし(江村論文・六七頁)、竹内氏は「柿崎村」としておられる(竹内論文・四六頁)。これは後者が正しい。柿崎
- (7) 江村氏、竹内氏共に長谷川の住所を「高田町寄留」とされているが(江村論文・六七頁、竹内論文・四六頁)、 私は 告発書の住所に従い、城腰村と (6) 清野は逮捕当時「俵野字作」と誤報されている(明治十六年四月一日・新潟新聞) した(本誌前々号・三四頁・註3・参照)。

長谷川の逮捕日については、本誌前々号一五頁参照

八月二十二日・新潟新聞はその社説に「高田事件予審終結」を掲げ、多数の免訴者をだしたことについて、

(まま)項ノ疑問ヲ考案シテ、其得失ヲ比較センニ、余輩或ハ恐ル、結局同事変ハ不幸ナル出来事ニテアリシトノ答ヲ聞クアランコトヲ。若シ果項ノ疑問ヲ考案シテ、其得失ヲ比較センニ、余輩或ハ恐ル、結局同事変ハ不幸ナル出来事ニテアリシトノ答ヲ聞クアランコトヲ。若シ果 ム可ラサルモノアリテ遂ニ此ニ至リタルコトナルヘシト雖トモ、世人或ハ疑テ此点ニ容ル、モノナキヲ保セス。暫ク附記シテ教ヲ大方ニ シテ国家民人ノ為メニ不利益ナル出来事ナリトセン乎、更ニ一歩進メテ、此ノ不幸ノ起リタル顚末ヲ問ハサル可ラス。蓋シ事情ノ実ニ已 ヲ増シタルコトハナキ乎、将タ政府ノ威信ハ之ニ依テ益々重キヲ加ヘタル乎、或ハ之カ為メニ国財ヲ費スコト尠ナカラザリシ乎、是等数 余輩ハ爰ニ…:一事ノ問フヘキモノアリ、今回ノ高田事変ハ我国家人民ノ為メニ、利益アル出来事ナリシヤ、将タ不利益ナル出来事ナ 此事変カ民心ニ与ヘタル感触ハ如何ナル乎ヲ問フニ、為メニ安寧ヲ鞏固ナラシメタル乎、抑人民ノ感触ヲ傷害シテ施政ノ難事

と、批判的一石を投じている。

行う積りが、誰からか止められたというのであろう。 せしに付、上書せんとせしも、或者の為めに止められたるに付云々」と述べているが、これは予審決定に対して故障申立を(タイ) 後ちに高等法院法廷において(十二月十一日)、 赤井は、 高田支庁の予審調書について「掛官上京し帰県するや否直に終結

ぜられたようである。 許され、その後は高田にて「仮住い」を命ぜられた。また長谷川も同じ頃、高田支庁に召喚され、その後は高田に滞在を命(を) 九月四日、高田から上京した。その後、 を出立、東京へ護送された。責付となつた山際、 かくして高等法院への移送が決定した井上、赤井、風間は、高田警察署の谷山警部補らに引率されて八月二十三日に高田 山際、加藤は十一月末、高田支庁の召喚で高田へ戻り、ふたたび三週間だけ帰村が 加藤は、 同月末、 責付中帰村の許可をうけそれぞれ自宅へ帰り、長谷川は(元)

六〇 (六六二)

その予審はようやく翌年二月はじめに行われ、同月十六日、罰金二円が宣告された。彼は上告せず、そのまま服罪したよう 告、翌十七年五月十四日、大審院はそれを棄却、刑が確定した。笠松は八月末に検事の取調をうけているにもかかわらず、(※) A、横山は十月十五日、高田軽罪裁判所で罰金三円の宣告(刑法第一六〇条一五七条違反)をうけたが、これを 不 服 として上(Si) のほか、高田事件関係の家宅捜索で、銃砲の不法所持が発見された笠松、横山の二名については、八月末から取調が開始さ 高田支庁の公判に廻された八木原の裁判の経緯については、すでに私が別の機会に詳述したので、ここでは省略する。そ

が、両判事の担当ですくなくも十二回は行われたようである。 (st) る。風間の予審は、巌谷判事の担当で八回、井上のそれは兵頭判事の担当で十六回、赤井のそれは正確な回数は不明である(8) 記が、それに当つた。そして同月十一日より予審が開始された。予審判事は、大審院判事巖谷竜一、兵頭正懿の 二 名 で あ(&) さて、高等法院へ廻された赤井、井上、風間らの審理は、まず九月五日、高等法院予審事務が開始され、四名の大審院書

自供を変更して(92) 予審において、 赤井は、はじめ高田での自白を否認したようであるが、九月二十五日の第四回予審調べに至り、それまでの

サルヘキヲ発明シタリ。則高田支庁予審掛ニ施テノ申立テハ、事実ニ相違無之候 昨日迄ノ申立ハ卑劣心ヨリ刑ヲ逃レン為メ事実ヲ包蔵シテ、高田支庁予審調書ノ変更ヲ申立タリ。退テ考フレハ到底事実ヲ包蔵シ能ハ

と、ふたたび高田での自白を肯定した

さらに、十一月五日の第十二回予審調べでも「自分ニ於テハ東京ニ出テ直チニ天誅ヲモスル様ナ精神ニテアリタリ」と、

その自白をつづけたが、ただ井上、風間との関係については、「井上、風間ニハ何レノ処ニテ、其方ノ精神通、 リナリシカ」との問に対して「東京ニ出テ議決スル積ニ有之タリ」と答え、高田においては、彼が自己の心奥を打ち合け、 譲決スル積

三人で謀議した事実はなかつたと述べている。

彼等は知らなかつたと認定されたためであろう。(%) る。風間と井上については、高田の場合と同様に、予審調書、予審終結言渡書が全く残つていないので、(65) 陳述を行い、またどのような理由で免訴になつたのか、詳しいことは全く不明であるが、要するに赤井の決意の「深奥」を 十一月十四日、予審は一切終結した。赤井のみ高等法院の公判に附せられ、 風間、 井上の両名は予審免訴になつたのであ 彼等がどのような

かくして、同月二十日、 同月十六日、高等法院検察官検事渡辺驥から高等法院裁判長玉乃世履宛の赤井に関する内乱予備の公訴状が提出された。 玉乃裁判長の公判前の「下調」が行われた。この取調で裁判長が赤井に対し、 公訴状についての

「弁解」を求めたところ、赤井は

昌司、今村知和ニ面会教戒ヲ受ケシ時モ、各省ノ卿以上ヲ斬殺スルト云フヲ談セシコトナキヲ以テ視ルモ、当時ニ於テ其思想ナキコト明 雑スル場合ニ至リ、有ルコトモ無キコトモ、其間ニ従ヒ陳述シ置キタルヲ以テ、尚本院予審ニ取調ヲレタルニ付、右ノ如ク万感蝟集ノ折 瞭ナリ。 カ精神ナルヘシトノ推問ヲ受ケ、夫ハ事実ニアラサレトモ、高田ニ在リテ取調上無拠自分カ精神ノ如ク申立タル者ナリト答ヘタリ こ、自分ノ思居シ事柄ハ悉ク相語リタルモ、当時各省卿以上ヲ斬殺スルノ決心ナキコトナレバ、語ルベキ筈ナシ。其高田ニ在ル時、 公訴状ヲ熟聞スルニ、決心ノ深奥ハ井上、風間ニ話ササル旨掲載セラレタルニ付、此事ヲ弁解為サントス……同人等トハ親密ノ交際故 曾テ高田ニ於テハ各省卿以上ヲ斬殺スルト申述ベタルモ、此ノ事実ニアラザルナリト答弁セリ。然シトモ尚ホ本院予審ニ於テハ自分 ……本院予審ニ於テモ、曾テ高田ニ在テ … 検察官ノ取調ニ係リ、各省ノ卿以上ヲ斬殺スル者ヲ以テ訊問ニ及バレ、遂ニ事理錯

と述べ、またまた高田および高等法院予審における自白を全面的にくつがえす陳述を行つた。また、天誅党旨意書につい

ては、

於テ自分ヲ逮捕ノ後ニ、家宅捜索セラレシ際発見セラレタルモノナルモ、自分ガ決心ノ上、思想ヲ写シ出シタルガ如キモノニ無之、故ニ 上ノ事ニ及ビタルヲ以テ、深キ思索モナク徒ラニ書キ試ミタル迄ノ反古ニシテ、証拠トナルベキモノアラズ。 天誅党旨意書ヲ以テ、被告事件ノ証拠ト取調ヲレタレトモ、這ハ是迄モ数回申シ述へ置ク処ナルガ、自分ハ或夜色々ノ感慨起リ、 … ・是ハ曽テ高田警察官ニ

と述べている。

証拠トナルベキ理由ハ毫モナキモノト信ズルナリ

院検事長)、武内維積、 官は河田景興、林友幸、渡辺清(以上元老院議官)、岡内重俊、 高等法院の公判は、十二月十一日、十二日、十三日、十四日の四日間行われた。裁判長は玉乃世履(大審院長)、 堀田正忠、澄川拙三(以上大審院検事)、弁護人は武藤直中であつた。 関義臣、武久昌孚(以上大審院判事)、立会検察官は渡辺驥 陪席裁判 (大審

く述べている。

この公判廷で、

赤井は、

前に述べた下調べの場合と同様に、犯罪事実を否認、

武藤弁護人も、この立場を弁護し、次のごと

悔悟ノ実ヲ顕セリ。 ニ相談セザル筈ナク、其斬殺セント思フハ誰々トノ取極メモアルベシ。然ルヲ此事モナク、又当今天皇陛下ノ思召ヲ擁蔽スル人々モナケ ケレバ、遂ニ彼等ノ説論ニ服シテ再ヒ郷里ニ帰リ、他ヨリ護身ノ為メニ借リ得タル短銃抔ヲモ返却シ、学校ニ通ヒ懇親会ニ出ル抔、全ク 東京ニ出デ真ニ陛下ノ思召ヲ擁蔽スル者アルヤ否ヤヲ親シク実際ニ伺ハント思ヒ立チ新潟ニ至リシモ、当地ニハ自分ヨリモ老成家アリ 若シ被告ヲシテ、最初ヨリ諸省卿以上ヲ斬殺セントテ出京スルモノナラシメバ、日頃親密ノ交際アル井上、

レバ、到底被告ノ犯罪ヲ証スベキ者ナシ。

(中略)

告ノ所為ハ犯罪トナルモノニ非ス。 被告ヲシテ仮リニ天誅党旨意書ヲ以テ実用ニ供スル見込ナラバ、新潟へ至ル節、清書デモ致シ持居ルベキ筈ナリ。 然ルヲ其事モ無キ被

的ヲ決行セントシタル事ハ、事実ノ符合ニ由テ知ルベキナリ……調書ハ被告ノ自由ニ陳述シタル者ニシテ、其ノ之ヲ読下ス 乱予備罪を適用し、 四日、十一月五日・高等法院予審調書などを根拠として「被告ハ諸省卿以上ヲ斬殺スルノ心ヲ懐キ、 レバ、被告ガ人ヲ謀殺セントシタルノ証跡ハ判然ナリトス」とし、犯罪事実の成立を主張、それに刑法第一二五条一項の内 これに対して、検察官側は、 無期流刑を求刑したのである。 前に述べた四月十五日・高田の検事調書、四月十八日、十九日・高田の予審調書、 引続テ人ヲ募リ、 九 月十

検察官の求刑より「二等ヲ減」じて、重禁獄九年の刑が言渡された。高等法院の判決には原則として「上訴」が許されない ので(治罪法第八九条)、赤井はそれに服罪、石川島監獄に収容されたのである。 十二月十七日、判決の宣告が行われた。それは検察官側の主張を全面的にみとめたものであり、ただ酌量減刑が行われ、

員に対する集会条例違反のそれも、また同様であつた。 方、 高田においては、十六年中には遂に山際ら三名の内乱陰謀予備についての予審は終結せず、 また多数の頸城自由党

とく報じている 十七年二月二十一日、集会条例違反事件の予審だけがようやく終結した。同月二十七日・新潟新聞は、その一件を次のご

兼て集会条例の嫌疑により高田裁判所支庁予審廷に於て、取調になりし旧頸城自由党員鈴木昌司、堀川信一郎、江村正英、小島周治 井上平三郎、 風間安太郎、長谷川三郎、土肥善四郎、原田種美、 加藤貞盟、赤井景韶、上田良平、小山宗四郎、岡崎直中、横山環、森山信一、今村致和、樋口享太、笠松立太の 古川隆爾、 前島成秀、 大滝成秀、大滝文一郎、 坂口寛平、宮沢喜文治、八

自山党高田事件裁判小者

六三 (六六五)

四 (六六六)

二十六氏は、孰れも去二十一日、免訴され、翌々日其宣告書を夫々へ送達されたりと

ここに「二十六氏」とあるが、氏名は二十七名ある。一名の誤記があるとすると、「大滝成秀」かも知れない。それらは、(⑫)

数名をのぞき、ほとんど高田事件関係者である。これら頸城自由党員を、予審において遂に有罪にまで追いこめなかつたの

は、検察側にとつては、再度にわたる大きな黒星であつたといえよう。

それから約三ヵ月を経た五月八日、山際、加藤、長谷川に対する予審もようやく終結、いずれも免訴の言渡をうけた。山(雪)

際 加藤は同月十三日から十八日まで、新潟新聞に次のような広告を掲載、晴天白日の身になつたことを、一般に告げてい

る。

広告

生等客歳五月已来内乱陰謀嫌疑の為め銕窓に呻吟する十余旬の後責付せられしに本月八日犯罪の証憑不充分なるを以て免訴の言渡しあ

りたり此旨海内の諸彦に報ず

十七年五月

山際 七司

加藤

かくして、高田支庁の高田国事犯事件関係の審理は、事件発生以来一年二カ月を経て一切終了したのである。

刑が執行されたことは、高田事件関係の諸文献に詳しく述べられていることとて、ここではその考察を省略する。 なお、本稿のはしがきで一言したごとく、石川島監獄に服役中の赤井が脱獄、殺人を犯し、 逮捕の後ち死刑を宣告され、(※)

(1)(2) この検事調書は、前掲中川文書にふくまれている写しによる。

- 3 前掲新潟県警察史・六〇頁
- 4 五分署の配置をのぞくと、本署詰の人員は、四十名程であつたと思われるから、本文に述べた越佐毎日新聞の報道は、ほぼ正確とみていい。 れた糸魚川、安塚両署の署員数がふくまれている。十九年九月にふたたび独立したこの両署の署員合計数は、明治二十年末現在で四三名である(前掲書 一四一頁)。当時、警察官の数は、逐年増加の傾向にあつたから、それも考慮して推測すると、明治十六年三月当時、高田署の員数は大体六十名前後で、 明治十六年末の高田署の正確な署員数は警部三名、警部補八名、巡査九二名である(前掲書・六一頁)。しかし、これには、同年九月、同署に台併さ
- 5 人の警官の靴音で、高田の街の人たちは、のどかな朝の夢を破られた」(「新潟の百年」・昭和四十三年・一七頁)などと書かれたものもあるが、 明治十六年三月二十一日、三月二十四日・新潟新聞。新潟地方の文献では「十六年の三月、高田城跡の桜もほころびようというとき、武装した数百
- (6) 明治十六年三月二十五日·新潟新聞

の数は誇張も甚しい

- (7) 明治十六年三月二十三日・新潟新聞
- 8 潟新聞)。 明治十六年四月二十八日・新潟新聞。そのほか、警部吉国祐恒、奥野正次も一時、 高田署へ増援に赴いている (明治十六年四月十一日、十二日・新
- (9) 明治十六年三月三十日、三十一日、四月十日、十二日・新潟新聞
- 谷川を告発した武田成物看守長は、兼任警部であるから(本誌前々号二三頁参照)、 高田署に所属していたかとも思われるが、 その場合にも専任者では 明治十六年頃の新潟県下の各警察署においては、警部は原則として署長だけである。また分署の長は、警部、警部補もしくは巡査である。なお、
- (fl) 明治四年、高田府古町の旧藩牢舎が、高田監獄となり、明治十六年に新中殿町へ移転したと述べた文献もあるが(「日本監獄教誨史」 上巻・昭和二年・ 八二四頁、旧版「高田市史」大正三年・二五三頁)、新潟大学教授中村辛一氏が、高田市役所の更生図によつて調査された結果にもとづいての 御教 示 に よると、府古町より新中殿町へ移り、十六年にさらに中殿町通に移転したのである。中村教授の学恩を謝す。なお、十六年当時の名称は高田監獄支署で
- 中殿町通の新舎屋は、同年七月十四日に開署した(明治十六年七月十四日・新潟新聞)。
- 「取締」を務め、監獄本署から看守三名が派遣された(明治十六年四月十二日・新潟新聞) **『拘留前後の光景』・明治四十二年三月二十日・高田新聞、 明治十六年五月十五日・新潟新聞。なお、警察本署から派遣の丹羽警部が、この仮監の**
- として使用した(明治十六年四月八日・新潟新聞) 明治十六年三月二十五日、同月二十八日、四月二十二日・新潟新聞。なお、市の橋の裁判所もせまかつたので、善導寺を借りうけ、一時検事局分室
- 明治十六年三月三十一日・新潟新潟
- 明治十六年四月八日・新潟新聞。

- 17) 明治十六年四月八日、十四日、二十五日、五月九日・新潟新聞。
- (18) 明治十六年四月十二日、二十五日、二十八日・新潟新聞
- (9) 明治十六年四月一日、七日・新潟新聞。
- (20) 明治十六年三月二十七日、二十九日・新潟新聞
- としておく。 明治十六年三月二十七日、四月五日・新潟新聞。これらの記事は、すべて東京出発の報道であり、高田へ到着の記事がみあたらないので、一応疑問
- 〔22〕 前掲自由党史・中巻・二七五頁、二七六頁
- (23) 江村・前掲国事犯高田事件・史潮第八四、八五合併号・六六頁――六七頁。
- (4) 竹内・前掲高田事件の顕末・頸城文化第十二号・四五頁――四七頁。
- (35) 前掲高田国事犯事件の真相(五)・昭和四年六月二十二日・高田新聞。なお、関係者の一人である加藤勝弥の談話では「入獄者は三十二名也」と述べ ている(守玄生・前掲北越民権史〔六十一〕・大正八年五月二十八日・新潟毎日新聞)。
- (26) 前掲頸城自由党疑獄の原因に就て・明治四十二年三月二十日・新高田。
- 十年紀念所感」を書いているから、明治四十二年当時まだ生存中であつたことがわかる。小林の死亡年月を、私はまだ確認しえない。(まま)(まま)) 森山信一は、明治三十九年五月六日に死亡しているが(上越市役所の除籍謄本による)、小林福宗は、明治四十五年五月一日、二日・高田新聞に「三
- (28) 前掲高田国事犯事件の思ひ出(2)・岡崎直中談・昭和四年六月二十九日・高田新聞。
- この田中賢道は、熊本相愛社員であるが、彼が、事件関係者として取調をうけたかどうかは、全く不明である。
- 法沿革誌・五八九頁)、その後ち同裁判所判事に転じ、同年十二月に非職となり、二十年六月十七日、 五十二歳で逝去した(とくに註記したものをのぞ き「国民過去帳・明治之巻」・二四二頁――二四三頁による)。 審院検事(明治十四年八月「官員録」・一六二枚表)を経て十四年十一月十二日、 東京控訴裁判所検事長へ栄進、 十七年二月二十一日まで在職(前掲司 表)、一級判事補を経て、十年、検事に転じ、「十二年一月には大審院検事に在職(明治十二年一月「官員録」・一三四枚表)、 さらに司法省少書記官、大 岡本豊章は、佐賀藩士で天保七年出生。明治七年頃、明法大属に任官して司法省に入り、その 後ち大審院大属(明治八年九月「官員録」・一〇七枚
- この手紙は、戦前、大木家文書の中に保管されていたが、現在は亡失し、現物は存在しない。しかし、戦前、衆議院の憲政史編纂会が筆 写 本 を 作 それが現在、国会図書館の憲政資料室に所蔵されている。
- 一二七条)、合計二十二日間が、勾留の限度である。それ以上は、収監状に切り換えるのである。したがつて、 高田事件の場合、 治罪法によると、勾引状を執行した場合の留置期間は二日間(第一二二条)、勾留状を執行した場合は十日間、さらに例外の場合に十日間を延長 検事局は拘留期限の切
- れる四月十日を以て、起訴、不起訴の目標としたのであろう。なお、註4・参照。 四月九日を以て、検事の取調は終了したという新聞報道があるのは(例えば明治十六年四月十日、 十一旦、 十一日・新潟新聞)、検事局部内の予定

- が、世間にも没れたのであろうか。
- 上田良平、土肥善四郎、樋口亨太、古川隆爾、鈴木貞司、坂口寬平、清野迂策、風間安太郎、赤井景韶、 四月五日までの送検者二十六名の氏名は、次の通りと思われる(なお、本誌四四頁以下および五七頁以下一覧表参照)。 森山信一、小林福宗、八木原繁祉、今村知和、堀川信一郎、鈴木昌司、江村正英、江村正綱、小島周治、宮沢暮文冶、加藝貞盟、岡崎直中、 井上平三郎、長谷川三郎、 加藤勝弥、
- (35) 前掲頸城自由党疑獄の原因に就て・明治四十二年三月二十日・新高田
- (36) 註31に同じ。
- (37) 江村氏の文章は「永山県令の処置は、無論この犯人に好意的であつた。政府の内命があつたか否かという問題は有効な説問ではないだろう。三島通 うに思われる。「好意的」という語が、誤つて使用されたのか、あるいは印刷の誤植かとも考えられるが、疑問としておく。 前掲国事犯高田事件・史潮第八四、八五合併号・六三貫)となつている。しかし、これでは私が圏点を附した部分と、その後の部分の論旨が矛盾するよ 庸の放言に見られるように、自由党撲滅は明治政府の意志であり、権力の末端部は自己の出世を籠めて、それに懸命に奉仕していたのだから。」(江村・
- (38) 明治十四年十一月二十六日・太政官達第九八号で警部長の制度が設けられ、その職務権限に「国事警察ニ付テハ直チニ内務卿ノ命令ヲ奉シ又ハ直チ ニ其事情ヲ具状スルコトアルヘシ」とある。
- (39) 明治十六年四月十二日、十七日、十九日、二十日·新潟新聞。
- 40 県会議員(鈴木昌司、江村正英、堀川信一郎)を保釈して県会へ出席させることを要望、四月十日の「高田ノ獄」では、「当局者ニ証拠物ア リ ト ス ル 舞ヲ為スダニ覚束ナキコトナラン」と、自由党を嘲笑するような論説を掲げていたが、四月以降の論説は、逐次、事件の内容に疑いの目をむ け ほじ め 跡アリトスルモ、何程ノ事カアル。彼輩ハ唯外面ニ勇壮ノ血気ヲ装フト雖モ剛毅敢為ノ内勇ニ乏ケレハ スンハ、当局者ハ重ニ犯者ノ思想ニ依テ此処分ニ及ヒタル者ト謂ハサルヲ得ス」と、不十分な証拠による逮捕をつよく非難した。 想ニ非スシテ其所業ト目的ニアリ … 若シ頸城自由党ノ言行不穏当ニシテ・ 激論ヲ為シ当局者ノ嫌疑ヲ受ルモ、更ニ確乎タル証跡 者其人ニ向テ、世人或ハ軽挙ノ謗リヲ為スヲ謀ルヘカラス」とし、つづいて翌十一日の「国事犯ヲ論ス」では「国事犯ノ罪ヲ定ル所以ハ、畢竟犯者ノ思 モ、警官モ更ニ其罪跡ヲ知ラスト言カ如キ、蓋シ其証跡ハ最モ注意ヲ尽シタルモノニアラザルベシ」「幾多人ヲ捕縛シテ此悪名ヲ負ハシムル如キ、当局 其罪跡ノ性質如何ヲ判断セラレンコソ、最モ希望シテ措カサル所ナリ」と述べ、さらに四月八日の「中頸城郡人ノ不幸ヲ弔ス」では、逮捕された三人の こ均々笑止千万ノ至リナリキ。然レトモ倩テ之ヲ推考スレハ、余ハ尚ホ少ク疑ヒナキニアラス」と、「余ハ当局者ニ向ヒ、謹慎ニ鄭重ト明察トヲ以テ、 た。すなわち、四月三日の「再高田事変ヲ論ス」では、「少数ノ人員ニシテ兵器弾薬ノ貯ヘモナク、政府ニ向テ一攻撃ヲ試ンナト、実ニ三尺童子ノ戯事 事件発生以来、新潟新聞は、しばしば社説において、それを採りあげている。まず三月二十三日の「聞高田変報」においては「今仮令ヒ国事犯ノ罪 彼ノ世人ノ笑柄ト為リタル福島自由党ノニノ 事状アルニアラ
- 自由党高田事件裁判小考

「高田!獄ニ在ソテハ業既ニ幾多ノ時日ヲ費シ、現ニ其日限ヲ超過シタルニ尚ホ検察官ノ手ニ在」るは「抑モ何等ノ事カ、如此変則法ハ当局者カ決シテ さらに四月十八日の「検察官ノ行為ヲ疑フ」では、犯人の勾引、勾置は、治罪法において二十二日間を限度としているにもかゝわらず(註記・参照)、

寔にその通りであるが治罪法施行直後、司法省内訓を以て、便活がみとめられていた。次の通りである! 執行スヘカラサルコトナラン」と、検察側の処置は不法であるとしてはげしく追及した。この四月十八日社説の論旨は、治罪法の条文だけからみると、

ごとき事態は、全く考慮されていない。しかし、これでは、複雑な事件の場合、不便が予想されたので、治罪法施行直後の明治十五年四月、 いるのである。したがつて、この二十二日間が経過しても、まだ検事の起訴も行われず、あるいは予審に着手してもなお十分な取調がすまないというが 勾留の二十二日の期限内で、収監の手続は、予審が開かれ、ある程度取調が進行し、その有罪がほぼ明らかになつた時点以降に採られることを予測して 二九条)、あるいはまた予審が終結し、重罪と認定された場合は当然に収監が行われるもの(同前第二二七条)としているのである。 すなわち、 元来、治罪法の趣旨は、前述の二十二日間に、当然検事の起訴が行われ且つ予審が開始され、その取調の状況に応じて収監状に切りかえ(治罪法第 (刑事)は次のような内訓を起案、司法卿大木喬任より各裁判所へ通達された(「治罪法訓令類纂」・明治十七年・四九七頁以下参照)。

第四局 十五年四月十八日内即

何トモスル能ハサルコトアルペシ故ニ右ノ不都合ヲ避ケンニハ予審終結ノ言渡ヲ為ス以前収監状ヲ発セサルヘカラス因テ左ノ通 限ハ日数十日ニ過ルヲ得サルニ因リ予審終結ノ言渡ヲ為ス際ニ於テ勾留状ヲ以テ軽罪裁判所又ハ重罪裁判所ニ移ス時ハ公判中右期限ノ経過スルコト往 ハ之ヲ裁判所ニ移ス迄ニハ許多ノ手続ヲ要シ随テ日数ヲ費サ、ルヲ得サルニ因リ未タ公判ニ付スルニ至ラサル中或ハ勾留状ノ期限ヲ経過シ実際之ヲ奈 セサル可ラス然ルニ右条件ヲ記載スルニ付テハ別段夫レカ為メ一応被告事件ノ取調ヲ為サ、ルヘカラサル等ノ手数ヲ要スルノミナラス重罪事件ニ至テ 々之レアリ因テ之ヲ収監状ニ換ヘントスルニハ治罪法第百二十九条ニ従ヒ被告事件ノ概略及ヒ加重減軽ノ模様并ニ其罪ヲ罰スヘキ法律ノ正条等ヲ記載 本案ハ禁錮以上ノ刑ニ該リ留置ヲ要スヘキ者ニ係ル時ハ予審終結ノ言渡ヲ為ス以前収監状ヲ発シ置ヘキ旨御内訓ノ儀ニ係ル右審接スルニ勾留状ノ期

第三四号

ト心得可シ此旨及内訓候也

数 判 割 所 防

被告事件禁錮以上ノ刑ニ該リ軽罪裁判所又ハ重罪裁判所ニ移ス可キ場合ニ於テ留置ヲ要スル者ト思料スル時ハ予審終結前収監状ヲ発スル儀

をつづけたものと推察される 思われる。しか、内訓文には、その趣旨が明確に表われていないので、「予審終結前」の意味を広く解釈し、まだ予審に着手せず、検事が取調中の段階 十二日間を経過しても、まだ取調の終らない容疑者に関し、予審判事の収監状を請求、 でも、勾留状を収監状に切り換えることができるようにも理解される。高田事件に対する高田検察当局は、おそらくそのような理解のもとで、 この内訓の立案理由からみると、検事の起訴があり、予審着手後、まだ取調が行われない段階でも、拘留状を収監状に切りかえうるものとしたように 勾留を収監(これは期限の定めがない)に換えて、関係者の留置

- 41) 明治十六年四月二十二日・新潟新聞
- この事件の性質からみて、当然、検事は司法卿の裁断を仰いで起訴を決定したものと思われる。
- 3) 公判傍聴筆記・明治十六年十二月十三日・時事新報(1) 1947年 1957年 1958年
- (4) 前掲第二高等法院公判傍聴記・前掲福島事件公判傍聴記附録・三九三頁――三九五頁
- 日・同新聞の記事によつて「連判状の如きものは所持せしことなきよし」と訂正されている(本誌前々号七頁参照)から、三月二十三日の前掲社説にい と盟約(註53・参照)が、検挙開始直後、当局の手に渡つたものと推測している(一○三頁)。しかし、その新聞記事の「盟約書」の一件は、同月三十一 前掲新井市史によると、十六年三月二十三日・新潟新聞の社説に「国事犯ノ事件タル其盟約書ニ於テ明瞭ナリ云々」とあることから、天誅党旨意書
- 六年五月「官員録」・一八七枚表)。これらの人の中で、尾崎判事を補佐して予審判事を勤めた者がいたかどうか、明らかでない。 高田支厅には、尾崎判事の下に、判事補として渡辺永類、宮川達天、志村定、諸隈地旨、 加藤膀時、広島慎徳、木本敬三の七名が在職した(明治十

う「盟約書」が、天誅党旨意書と盟約を指すとは、私には考えられない。

- (钌) 明治十六年十二月十一日、高等法院法廷で、その一部が朗読されたので、公判傍聴筆記(例えば、十六年十二月十三日、十四日・時事新報参照)に 掲載されている。
- (明治十五年十一月十八日・新潟新聞)、実際には出演しなかつたから(同年同月二十一日・新潟新聞)、同志の説得で急遽高田へ戻つたことは、確実であ 十五年十一月十九日、新潟古町港座で開かれた自由党巡廻講演会に、はじめ赤井は「時勢ヲ看破シテ御談申ス」という題で出演が予定されていたが
- 肩書も「証人」としているものもある(例えば同前・読売新聞)。これらの「肩書」が事実とすれば、赤井ら三名の事件については、八木原、鈴木は共同 れらの調書について、八木原の肩書を「参考人」としているものもあり(例えば明治十六年十二月十四日・朝野新聞、 たので、公判傍聴筆記に掲載されている(明治十六年十二月二十五日、二十六日・郵便報知新聞)。当時、多くの新聞に掲載された傍聴筆記の中には、こ 被告ではなく、単なる証人(又は参考人)として取調をうけていたことになり、私がしばしば本文で述べるごとく、赤井らの町田屋一件と長谷川自白の 一件とは、別の事件として予審が行われていたことを裏付ける有力な証拠といえるであろう。因みに、八木原は、赤井らの共同被告である井上の兄弟で (5) 明治十六年五月二十四日付・鈴木調書、同年五月十一日付・八木原調書。これらは、その一部が同年十二月十二日、高等法院法廷で朗読され 同月十六日・読売新聞)、鈴木の
- (51) 江村・前掲国事犯高田事件・史潮第八四、八五合併号・六九頁。 あるから、証人になる資格を欠き、参考人にしかなれない(治罪法第一八一条)。
- 52 前掲高田国事犯事件の思ひ出(二)・岡崎直中談・昭和四年六月二十九日・高田新聞 明治十六年四月十九日付、赤井予審調書(註44・参照)。ここで赤井が起草したという天誅党旨意書並に同党盟約規則を、高等法院判決書から引用す
- れば、次の通りである(前掲第二高等法院公判傍聴記・前掲福島事件公判傍聴記附録・三九八頁――四〇〇頁)

天誅党旨意

自由党高田事件裁判小考

義理ヲ重ンジ我国家ヲ永遠ニ維持セン事ヲ謀ル幸ヒニ同志ノ士ハ来リ盟セヨ吾党ハ前陳ノ旨意ニ因リ是ニ牛耳ヲ取リ盤血ヲ駄リ左ノ条項ヲ誓ヲ ントス吾人ハ将ニ臣妄タラントス応ニ近キニアルベキナリ故ニ吾人ハ天誅党ヲ組織シ天ニ代リ奸人侫物ヲ掃ヒ世運ヲ回シ人情ヲ敦厚ニシ国勢ヲ挽回シ 世運衰頽シ人情軽薄ニ流シ国勢タル危殆ニ赴キ義理地ヲ掃フ実ニ痛哭流沸ノ至リ奸人侫物要路ニ塞リ其慾ヲ逞ウシ私利ヲ之ヲ営ミ吾人ノ国ハ将ニ売

プナ ヘブ

天誅党盟約規則

盟約第一章 苟モ吾国家ニ不為ノ者アル時吾人ハ踵ヲ旋サズ天ニ代リ之ヲ誅罰スル事トス

同第二章 吾党ハ義理ヲ重ズ故ニ義理ノ為メニハ身ヲ致ス事ヲ誓フ吾党ノ人ハ吾党全体ノ議決ニ依リテハ何等ノ事故タリトモ之カ実行ヲ辞セザル事 吾党へ何人タリ共前書盟約ヲ守ル事ヲ得ルモノハ党員三名以上ノ紹介ヲ以テ党長ニ申込可シ党長ハ総党員ノ是トスルヲ待テ入党ヲ許ス事アル

第二条 吾党ハ定期会ヲ置カズ事アル時ハ臨時会同ヲ為ス故月幾度ナルヲモ顧ミザルモノトス

吾党ハ前条ノ如キ場合ヲ保ツ故ニ多額ノ入費ヲ要ス依テ月々五十銭ヲ定納スルモノトス

明治十六年五月三十一日・長谷川予審調書(註55・参照)の中に、五月「十九日」、「二十三日」に予審の取調があつた旨、記載されている 吾党ニ党長三名ヲ置キ党事一切之ヲ理セシムルモノナリ

(55) この予審調書は、十六年十二月十三日、高等法院法廷でその一部が朗読されたので、公判傍聴筆記に掲載されている(明治十六年十二月二十日、二 談合しているから(明治十六年四月二十日・新潟新聞)、高田署の移牒により、長野県の警察は、それら両名について一応取調は行つたものと思われる。 警部長皆川四郎は、飯山へ出張(明治十六年四月十四日・新潟新聞)、また長野県飯山警察署の警部補中村正次が、四月中旬、高田署を訪れ、赤木警部と 十一日、二十二日・郵便報知新聞)。この長谷川の陳述の中にいう飯山の鈴木某および押嵐については、私は全く知るところがない。 四月上旬、 長野県 国会図書館蔵「大木喬任文書」。

- (57) 明治十六年五月三十一日·長谷川予審調書(註5·参照)
- (58) 明治十六年五月三日·新潟新聞
- (59) 中川文書にふくまれている写しによる。
- 60 小柳卯三郎である。彼は西蒲原郡東中村の人、当時、山際七司、小山宋四郎らと並ぶ県下自由民権運動の中心人物であつた。
- (6)(6) 前掲新潟県政党史・旧版一○九頁、新版九○頁——九一頁。
- ると「鈴木昌司、堀川信一郎、江村正英の三氏は、去二十五日、高田裁判支庁検事の召喚に依り孰れも出頭されし処、鈴木、江村の両氏は集会条例第八 善長寺が保管している鈴木昌司文書である(前掲書・三七五頁)。鈴木に対する収監状があるのかも知れない。ところが、十六年五月三十日・新潟新聞によ 中ならば、出頭はありえない)とみなければならない。 条に付、種々訊問あり : 」と報じている。もしも五月二十四日に鈴木が再収監されたことが確実ならば、前掲新聞報道の内、鈴木の部分は誤報(収監 前掲新潟県百年史には「5・24 鈴木昌司、不敬罪容疑で収監(善長寺文書)」とある(上巻・三六頁)。「善長寺文書」というのは、中頸城郡吉川町

また、鈴木の釈放については、永木氏の前掲新潟県政党史に、次のごとく述べている(新版一○一頁――一○二頁、旧版一二一頁――一二三頁も同趣

髙田で未決囚として収監せられた鈴木昌司は、何等の取調べもなく空しく獄舎に呻吟する苦痛を訴へ、速かに取調べをして欲しい。との 願書 を 認

べもなく、誠に困つているから急ぎ取調べを進め、一日も早く出獄出来るよう御取計いを願いたい」と陳情したため、金子巡察使から係官にこの旨を 伝え、取調べを進行させ鈴木は七月中に責付となつて出獄することが出来た。 に通り過ぎようとする金子巡察使を呼ひとめ「自分は県会議員鈴木昌司と申す者であるが、国事犯の嫌疑で入獄し既に数ヵ月に及ぶが未だ一回の取調 め、新潟裁判所上席検事正木昇之助に提出した。また 伯爵金子太郎が、その頃地方巡察使として来県し、高田監獄を見廻つた時、獄中からいま将(まま)

しかし、本文でも述べるごとく、鈴木は五月十九日に一旦保釈になつた筈であるから、数カ月間連続して拘禁されていたとする点には疑問がある。ま

しとの事なり」(守玄生・前掲北越民権史〔五十九〕・ 大正八年五月二十六日・新潟毎日新聞) という説もある。 鈴木の二回目の釈放が、保釈か責付か 聞)。金子が巡察使ではない。なお、別に「西潟為蔵が、 七月二十二日鈴木昌司を中頸城郡代石村の邸に訪ひたる際、 鈴木は既に保釈を得て出獄し居り た、元老院権大書記官金子堅太郎は、地方巡察使の元老院議官渡辺清の随員として六月三日、 高田着、 監獄も視察した(明治十六年六月八日・新 潟 新

- (64) 明治十六年五月二十九日、三十日、六月三日、十二日、七月三日・新潟新聞は定かでない。
- (6) 竹内・前掲高田事件の顚末・頸城文化第十一号・五○頁。
- したのであろうか」 (一一四頁)とある。しかし本文で述べたごとく、小島単独の容疑事件ではないから、この推定は当つていない。 前掲新井市史には、六月二十九日、集会条例違反による小島周治の召喚について「具体例事実を知ることができないが、報告集会でも開催しようと
- (66) 明治十六年六月一日、十日、十二日・新潟新聞(67) 明治十六年五月二十九日・新潟新聞。
- (9) 明治十六年六月八日・新潟新聞。
- わからない。しかし、両名が不敬罪容疑でも予審に付され、免訴になつたことは、八月二十五日・新潟新聞に掲載された次の広告によつて判明する。 鈴木昌司と小林福宗であるが、この両名の不敬罪容疑の内容については不明であり、またこの点で、検事の起訴の月日および予審開始の月日も全く

生等儀曩に国事犯嫌疑に罹り猶不敬の所為ありとの事にて数旬幽囚の末保釈相成り居る処去る十八日免訴せられたり 此段唇知諸君に告け併せて在監中の厚誼を謝す

鈴木

高島疎健である。本誌五八頁、一覧表参照。

自由党高田事件裁判小者

ど云々」(前掲高田事件の顚末・頸城寺) 第十三号・四一頁)と、八月十八日に免訴になつた者も、その日まで拘禁されていたようにいわれているが、こ 三月二十日より井上、風間、赤井等の高等法院へ送られるその日まで実に五ヶ月、その間鈴木昌司など一回の取りしらべもなく獄倉につながれるな 竹内氏は「検挙者中、鈴木昌司、小林福宗、堀川信一郎、森山信一、今村致和、清野汪策、笠松立太、江村正英、江村正綱、山際七司、加藤勝弥等

七一(六七三)

れは明らかに誤りである。

年八月十九日・新潟新聞)に上京、高田へ帰つた後ち、予審終結処分が行われた。大木司法卿の最終的指示をうけたのである。その際、大木は近く開か 書館憲政資料室に所蔵されており、「高田事件断罪見込書」と仮称されている。次の通りである。 文書は、大木家文書の中に保存されていたが、現在は亡失して存在しない。しかし、戦前、衆議院の憲政史編纂会が復写本を作成、それが現在、国会図 れることが予想された高等法院の裁判官に、高田における予審関係の書類をみせてその意見を徴したようであり、それに関する文書が残つている。この 公判傍聴筆記・明治十六年十二月十四日・時事新報。なお、予審担当の尾崎判事は、八月はじめ「予審調書を携帯し、其筋へ伺ひのため」(明治十六

	有罪	放免	有罪	放免	有罪	放免	有罪	ヲ無命罪	今罪	無	有
	有罪 一	双免 友幸 岡内 玉乃 友幸 巌谷 兵頭	有罪 護美 河田	成免 友幸 岡内 厳谷 武久 兵頭 玉乃	有罪 勝弥上同罪 河田 護美 関	放免 友幸 長岡 岡内 河田 関 巌谷	有罪	7命スルモ効ナシト思考 無罪ト見ユ此ノ上ノ予審	9一応 / 予審ヲ要スポークーに / 予審ヲ要ス	無罪	有罪 一
		武久				武久 兵頭		一	長岡井上		医 武久 兵頭 巌谷
長谷川三郎		が重難す 関 護美 関 護美		H - 1,000	山際上司	プラルラオ	て大真察止	サー展に、有野ブリーラ おこう猪ラ麻ラ要ラルサータ 兵頭 武久	井二八引、三星・)	<i>∄</i>	

後 註	放免	有罪	放免	有罪	放免	有罪	放免
裁判官の名あるいは苗字は、原本では捺印であつたと思われる。	河田 岡内 友幸 護美 巖谷 兵頭 武久 玉乃 関		河田 岡内 武久 友幸 護美 巌谷 兵頭 玉乃 関		護美 岡内 河田 関 巖谷 兵頭 友幸 玉乃 武久		友幸 厳谷 長岡 河田 厳谷 岡内 兵頭 玉乃 閃
れる。捺印のダブリと思われるものもあるが、そのままにした。また下部の で囲	7 17 5		治理され	(**) (**)	金才長三	\text{AT \text{C} = 17]}	武久
囲							

月・官員録・二〇枚表以下元老院の項等参照)。 高等法院の裁判官は、毎年の一月に任命され、明治十六年の場合、一月十六日に次のように発令されている(前掲司法沿革誌・八八頁、明治十六年五

つた部分はおそらく附箋であろう。

裁判長玉乃世履(大審院長)、陪席裁判官長岡護美、河田景興、林友幸(以上元老院議官)、岡内重俊、関義臣、武久昌孚(以上大審院判事)、予備陪席裁

判官渡辺清(元老院議官)

文書によつて判明する。右の文書によると、赤井については全員が有罪とみとめ、井上、風間、山際、加藤については意見がわかれ、長谷川、鈴木、清 大木は、高田事件の被告の内、重要なる者十名につき、高等法院の全裁判官(予備裁判官をのぞき、予審判事をふくむ)の意見を徴したことが、前掲

予審判事兵頭正懿、巌谷竜一(以上大審院判事)も、同時に発令されたものと思われる(註8・参照)。

野、小林については全員が無罪としていたことがわかる。 大木はこれらの意見を参考にして、高田支庁の尾崎判事に指示をあたえたものと思われる。高等法院裁判官の全てが無罪としている長谷川が、八月十

自由党高田事件裁判小考 予審决定言渡に対しては、

八日の時点で予審决定が保留されているのは(本誌五八頁一覧表参照)、高田支庁側の希望であつたかも知れない。 一日以内に、一定の条件がある場合、当該裁判所の会議局(判事三名で構成)に、検事、被告いずれからでも「故障申立」

(六七五)

(六七六)

- (治罪法第二三四条以下) ができた。
- 明治十六年八月二十八日、九月九日・新潟新聞
- 明治十六年八月二十八日・新潟新聞
- (本誌前々号二七頁参照)も、十月はじめに同じく除名されている(同年十月十日・新潟新聞)。 明治十六年九月九日・新潟新聞。長谷川はこの上京直前、頸城自由党から除名され(同年八月二十九日・新潟新聞)、また彼を食客とした医師小林重
- 法内務両省へ伺出た。その結果、同月五日・司法省丁第三一号達が制定され、その第三条により責付中の者が議会に出席することが禁止された(同年十 一月九日、十九日・新潟新聞参照)。 明治十六年十一月三十日・新潟新聞。この月、新潟臨時県議会が開かれるに際し、山際のごとき責付中の議員の出席可否が問題となり、県会は、司
- 明治十六年十一月三十日・新潟新聞
- 彼は滞在命令をうけたため、高田に止まつていたものと思われる。 |同年十二月十九日、長谷川は高田市内で犬にかまれ「犬が犬にかまれた」として面白半分に新聞は報道している(同年十二月二十五日・新潟新聞)。
- 拙稿「明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件(一○)」・本誌第四五巻六号・六四頁以下参照
- 四月十六日の笠松宅家宅捜索で、短銃が発見された(明治十六年四月二十日・新潟新聞)。横山の短銃がいつ発見されたかは明らかでない。
- その後、新聞報道がみあたらないので、詳細は不明である。 八月下旬、小林福宗と笠松とが銃砲火薬取締法違反で検事の取調をうけたと報道されているが(同年八月二十八日・新潟新聞)、小 林の件について
- 因みに銃砲火薬の不法所持は、二円以上二十円以下の罰金である(刑法第一五七条、一六〇条)。 潟新聞)、予審が行われたのか、それとも予審を省略し直ちに公判が請求されたのか(軽罪の場合、予審は省略できた。治罪法第一〇七条)不明である。 明治十六年十月十九日、十七年五月二十八日・新潟新聞。横山は九月十三日、検事の取調をうけたと報道されているが(明治十六年九月十八日・新
- 明治十七年二月三日、二十日・新潟新聞。笠松が上告したという新聞報道はみあたらない。
- 審院書記が行うものとされており(治罪法第八八条)、「津田、伊藤」は、津田重熙、 伊藤珠樹(明治十六年十月「官員録」・一七〇枚裏、 一七一枚表) 調書に、書記として署名しており(公判傍聴筆記・明治十六年十二月十五日・東京日日新聞)、また同年十二月十七日高等法院判決書にも 署 名している (判決書は、当時の多くの新聞に報道されている。例えば同年十二月十九日・東京日日新聞)。 明治十六年九月十一日・新潟新聞によると「予審事務は五日開始」され「津田、伊藤他二名」の書記が担当したとある。高等法院書記の職務は、大 「他の二名」は、竹端道忠、荒木竜兆(前掲書・一七〇枚裏、一七一枚表)であつた。竹端、荒木は、玉乃裁判長の十六年十一月二十日付・下
- 明治十六年九月十六日・新潟新聞
- 高等法院の予審判事は、毎年「予メ上裁ヲ以テ」「二名」が任命されていた(治罪法第八五条)。なお註沼・参照

- 明治十六年十一月二十一日・新潟新聞
- 十六年十二月十一日の公判廷で、「十六年十一月五日・第十二回予審調書」が 朗読 されている(公判傍聴筆記・明治十六年十二月十五日・自由新
- (92) 十六年十二月十二日の公判廷で、その調書が朗読されている(公判傍聴筆記・明治十六年十二月十五日・自由新聞)
- 注91・参照
- (9)(9) 明治十六年十一月二十一日・新潟新聞
- ヲ探索シ云々」とある。公訴状は、各新聞の公判傍聴筆記の中に掲載されている(例えば明治十六年十二月十二日・東京日日新聞)。 赤井に対する渡辺検事の公訴状に「両人へ対シ自分決心ノ深奥ハ之ヲ明サズ唯要路ノ顕官ニハ必ズ陛下ノ思召ヲ擁蔽スル者アルヘキニ付出京ノ上之
- 裁判所長または陪席判事が、書記の立会で、被告を訊問し、弁護人選任の有無をたしかめる取調である(治罪法第三七八条)。
- この「下調」調書の全文は、明治十六年十二月十五日・東京日日新聞の公判傍聴筆記の中に掲載されている。

渡辺清は、予備判事であり、長岡護美になにか事故があり、交代したものと思われる。なお註沼・参照。

99

- 前掲第二高等法院公判傍聴記・前掲福島事件公判傍聴記附録・三八一頁――三八二頁、三八七頁
- のであろう。 知新聞)。このことは、長谷川の自白には赤井関係の事項が全く存在しなかつたという私の推測(この点はしばしば本文で述べた)を有力にうらづけるも 「本案事件即チ被告赤井景韶ニハ関係スル所ナキモノナレハ・「功能アラサル可シ」と述べている(公判傍聴筆記・明治十六年十二月二十一日・郵便報 前掲書・三八八頁──三九○頁。なお、十二月十三日の公判廷で、武藤弁護人の要求で、長谷川の予審調書が朗読されたが、その際、堀田 検 事 は
- るように思われる。 史関係の文献に、その名がみあたらない。 - 大滝文一郎は、鶴鳴社の名簿にもその名がみえているが(永木・前掲新潟県政党史・旧版一六頁)、「大滝成秀」は、私の知る限りでは、新潟県政党 「前島成秀」もまた同様である。この「大滝成秀」「前島成秀」の内、どちらかが(おそらく前者)誤記であ
- 明治十七年五月十一日・新潟新聞
- 左に兵庫県のそれを掲げておく 赤井が脱獄した際、警察当局は全国に指名手配した。この手配書の中には、これまで知られていない赤井の前歴あるいは人相が書かれているので、

別第百五十六号

国事犯高田事件赤井景韶本月二十六日夜脱監セシヲ以テ手配方其筋ヨリ電報有之候様至急夫々御手当可相成侯人相書相副へ此段申達傑也

明治十七年三月二十九日

警察分署長

自由党高田事件裁判小考

七五 (六七七)

警部長

山田為暗

七六(六七八)

全体武骨 一年齡二十六五年(##) 肉中 背中 頭散髪 眼尖キ方 眉鼻耳口共並

一 種痕黒アハタアリ

別第二百三

国事犯赤井景韶ノ真影 枚及御送致候曩ニ別第百五十六号同第百八十五号手当通知書ト御対照精々御注意可相成猶ホ分署へモ其旨御通達可相成此段申

併セテ申副候也 其後同県ニ在り貸席ノ雇男トナリ又東京府下ニ於テ一時馬車夫ヲ働キタル事モ有之且同人ハ遊妓場等ノ幇者タル如キ所為ニ熟練セシ者ノ由ニ候此段 追テ真影数葉ハ即チ分署へ配与ノ分ニ有之候将タ景部ノ履歴素行タル去ル明治士三年神奈川県巡査奉職横須賀在動中娼妓ニ耽リ不正ノ所為アリ免職

明治十七年四月十七日

警部長 山田為暄

判決を不服として上告したが、同年七月八日、大審院(裁判長判事石井忠恭、陪席判事伴正臣、馬屋原二郎、小林藹、奥山正敏、 立会検事安藤源五郎) された「赤井景韶伝」(明治十八年四月七日乃至同月二十八日・自由燈に連載の「檐の春雨」)に掲載されている(五九頁以下参照)。 によつて棄却判決をうけ、死刑が確定したのである。(明治十八年七月九日乃至十一日・自由燈) 私は、兵庫県警本部警察史編集室の草山巌氏の御厚意で、同室所蔵のこれら手配書を借覧した。同氏の学恩を謝す 明治十八年六月九日、東京重罪裁判所の判決書(裁判長判事北代正臣、陪席判事和田収蔵、木村喬一郎、立会検事東野秀彦)は、宮武外骨氏が覆刻 なお、赤井はこの

附説 事件の報道をめぐる筆禍事件

誤り伝えられているようにも思われる。ここで、市島事件をはじめ、私がこれまでに寓目した高田事件関係の筆禍事件を、 れにふれていることとて、高田事件関係の文献にもまたそれを採りあげたものもあるが、後ちに述べるごとく、多少事実が(~) どで処罰をうけたものもすくなくない。この内、 たそれに倣つて、事件の経過をしばしば紙面に採りあげた。これらの報道の中には、新聞紙条例違反あるいは官吏侮辱罪な 高田事件勃発後、現地の高田新聞が克明に事件の推移を報道したのは当然であるが、新潟、東京、その他各地の新聞もま 高田新聞の市島謙吉の筆禍事件については、彼がしばしばその回顧談でそ

括して紹介しておく。

日新聞附録抔ノモノニシテ故ラニ利ヲ図リ私ニ一ノ新聞紙ヲ発行シタルニ非ス而シテ其所為ハ法律上罰スヘキ正条ナキニ 違反で起訴されたのである。同年五月二十八日、 るものであつた。この号外には編集人、 ·無罪」を宣告した。(5) 高田事件をめぐる最初の筆禍事件は、 事件直後、 印刷人の署名がなかつたので、 新潟軽罪裁判所 新潟日日新聞が十六年三月二十一日に発行した号外「高田変報」に関す (裁判長判事小川輝彦、 仮編集長兼印刷人宮田銀之助が、 立会検事補泉二郎) は 新聞紙条例第六条 「該紙 ハ新潟日

れたものと思われる。 月五日に不起訴処分で放免されたので(本誌四四頁参照)、 次郎が、公判前、 土産」と「弊社々長及印刷長召喚」 つづいて高田新聞の筆禍事件が、二件発生した。まず、 予審についての報道をしたとして、 また 「弊社々長及印刷長召喚」というのは、 の記事が問題となり、 新聞紙条例第三三条違反で起訴された。前に述べたごとく、 出獄後、 十六年五月九日乃至十九日の同紙に掲載された樋口亨太の 社長市島謙吉、 取調の状況を高田新聞の記者に語り、 その記事のため、 印刷長竹村良貞、 市島、 編集人新田忠義、 竹村が検事の召喚をうけたこと それが新聞に発表さ 印刷人花井凍 樋口は五 「出獄

る。? ル手続ヲ登記シタル迄」であり、 「出獄土産」は検察官によつて釈放された後の記事であり、また「弊社々長及印刷長召喚」は 六月八日、 高田軽罪裁判所 (裁判長判事補宮川達夫、立会検事補堀小太郎)は、この件につき 無 罪を宣告した。 共に公判前の予審の報道を禁じた新聞紙条例第三三条違反には該当しないという の 「但ダ検察官ノ召喚ヲ受ケタ その理 であ

を報道したのであろう。

この樋 口 っ 「出獄土産」 の内容は、 高田新聞が現在残つていないので、 正確にはわからないが、 その一部が五月十五日・

自由党高田事件裁判小考

朝野新聞に、

次のごとく転載されている。

り、縄付にて高田へ護送せられましたに付 ……高田の警察署の警部(赤木警部——手塚註)は、余に向ひ貴殿は常に共和政治を 主 張せられ 座哉と間返せしに、即其事なりとのことに再び驚き、斯る狂暴反乱の企は毛頭之れなき旨を弁明せしかば、夫にて其日の訊問は終り、 適せざれば、余は自由党の人と目し申さずと答へしが、干才とは何分解し兼るゆゑ、暫時打案じ懼る/~干才とは干戈と同意味に可有御 已に某地の演説にも斯る語気ありしと聞く、如何との事に、余は大に打驚き、我党は共和政治を今日の日本帝国に唱ふる者は政敵とこそ をなさんと欲するものなり。去れば何とて不詳なる決死党などの有るべき、万一斯の如きものあるも、余は自由党の明示する三大主義に く、貴殿も連累にて干才を弄するの意思あるならんと、余答ふるには、我党は準備党にあらず、十四年の聖詔を奉じて真正の政党の運動 存ずれ、何条斯る事を自ら主張すべき …… 警部は更に問はるゝ様、自由党は準備政党にて、其中決死党と称するもの六十名 程 あ り と聞 高田自由党員にて此程拘留を免されたる樋口氏の親話なりとて同地の新聞に記する所を見るに、三月廿日直江津に於て突然 拘 引 と な(***)

問題になつたのは、公判前の事件の報道という新聞紙条例違反であり、その内容が赤木警部を侮辱したとして起訴されたわ のことを述べ、この「笑話」を掲載したことが、官吏侮辱罪に問われたと語つている。(8) この記事の中に、 赤木警部が「于戈」を「于才」と間違つたことがみえている。市島謙吉は、 しかし、 この樋口の「出獄土産」が 後ちの回顧談でしばしばこ

けではない。その点、

市島の回顧談には誤りがある。

に獄中へ投ぜられ云々

断三、陪席判事土師経典、薄井竜之、 他三名全員に新聞紙条例第三三条第三一条を適用、 テハ仮令被告人中ノ幾部ハ釈放セラル、モ之ヲ登録スルコトヲ許サ、ルモノナリ」とし、 第二百三条ニ規定スル如ク予審処分ヲ為ス事ヲ得ル者ナレハ其処分ハ即チ予審ナルヲ以テ其事件ハ公判ニ付セザル以前ニ在 審判決通り無罪を支持したが、 この件についての高田軽罪裁判所の無罪判決に対し、 小村寿太郎、河村清輔、 「出獄土産」については「検事ニ於テ重罪軽罪ノ現行犯アル事ヲ認知シタルトキハ治罪法 軽禁錮二月、罰金四十円を宣告した。 堀検事補は上告した。翌十七年六月十二日、大審院(裁判長判事鳥井 立会検事加納久宣)は、「弊社々長及印別長召喚」の記事については第 第一審判決ヲ破棄し、 改めて市島

書きの形式でその記事が発表されたからであつたと思われる。 義の三名が、 に堀検事補の取調状況にくわしくふれており、その点が検察官侮辱と認定され、 ら予審判事補諸隈通昌へ告訴し、 を治罪法第一二六条に違反する拘留であるとし、 日に逮捕され、二十五日までなんの取調もなく、 とく朝野新聞に転載(文章は変更されている)されたので、その中味の概略はわかる。 ものである。 高 田新聞の筆禍事件の他の一つは、五月十一日と十三日・同新聞に掲載された宮沢喜文治の 官吏侮辱罪で起訴されたのである。宮沢自身が起訴されないのは、 これまたその高田新聞は残つていないので、その記事の正確な内容は不明であるが、それは後ちに詳述するご 却下された。このようなことを語つた宮沢談をもとにして書かれた「出獄土産」 訊問調書に捺印することを拒み、且つ足立検事を不法拘留の理由で獄内 四月二日にようやく検事の取調が開始されたようであるが、 社長の市島、 彼の署名入り記事ではなく、彼からの聞 それによると、宮沢の場合、三月二十 印刷長竹村、 「出獄土産」 が問題に 仮編集人新田 彼はこの処置 は なつた

る。 六年五月十一日、十三日) 内一郎が、 前にも述べたごとく、 次の通りである。(10) 同じく官吏侮辱罪に問われた際、 の一部が朗読されたので、 高田新聞そのものは残つていないが、後ちにその転載記事で、 その公判廷(十六年五月三十日)でその朝野の記事のもととなつた高 検察官侮辱と認定された高田新聞の該当個所の主要部分だけ は 朝野新聞の持主佐藤鉄弥と編集人武 田 新聞 判 明 7 す

(堀を指す 憚る色なく滔々と理を尽したる一言(宮沢の言葉を指す。それは前に述べた捺印を拒んだ理由であろう-如何に一〜にと責め問へば、氏は優然として襟を正し、公力を以て脅迫せらるれば多勢に無勢云々。畑を指す――手塚註)も暫時黙して居られしが、俄かに大音振り上げて、斯くまで申すに聞き入れずは、 此上は公力を以て拇印せしめ 手塚註) に 流石の検事補

六月十五日、 高田軽罪裁判所(裁判長判事補加藤勝弥、 立会検事補小川信行)は、右の記事は堀検事補を侮辱したものとし、 刑

日由党高田事件裁判小考

服として上告した。 法第一四一条、新聞紙条例第一八条を適用、市島ら三名に重禁錮六月罰金三十円を宣告した。市島と竹村は、この判決を不(ユ)

清輔、立会検事加納久宣)は高田軽罪裁判所の十六年六月十五日判決についてはその上告を棄却、 五円に処せられ、それを不服として上告していた。この件については、検事も附帯上告を行つていた。それがため、大審院(4) はこの二件を合せて審理した。翌十七年六月十九日、大審院(裁判長鳥井断三、陪席判事土師経典、 なお、これに先きだち、市島、竹村は別件による名誉毀損罪で、同年五月十九日、高田軽罪裁判所で重禁錮十五日と罰金 第一審判決を破棄、改めて事件を長野軽罪裁判所へ移送した。(ほ) 十六年五月十九日判決につ 薄井竜之、小村寿太郎 河村

禁錮三月、罰金二十五円を宣告、しかし、すでに重禁錮六月、罰金三十円の刑が確定しているので、 八月十四日、長野軽罪裁判所(裁判長判事補本田親慶、立会検事石川重玄)は、刑法第三五八条により、 その罪を論ぜずと言渡した。(18) 刑法第一〇二条によ 市島、 竹村に改めて重

役 日 この判決に先きだち、市島と竹村は、前に述べた十七年六月十二日大審院判決で軽禁錮の刑が確定したため、六月二十一 翌十八年二月十三日に出獄し高田へ戻つた。 高田監獄支署へ収容され、つづいて新潟の本署へ移送、さらに翌七月十五日、長野県監獄本署へ収容され、(ほ) そこで服

連載したが、 樋口亨太、古川隆爾、 おこしている。まず東京の朝野新聞は、十六年五月十五日以降二十五日まで、 宮沢の「出獄土産」は、前にも一言したごとく、高田新聞のみならずそれを掲載した他の新聞も、それにより筆禍事件を その中の宮沢の部分が、 加藤貞盟、小島周治、宮沢喜文治など、検事不起訴によつて出獄した人々の談話をもとにした記事を 問題になり、社主佐藤鉄弥、編集人武内一郎が官吏侮辱罪で起訴された。それは、五 高田新聞を典拠として、 横山環、 岡崎直中、

月十九日と二十日に掲載された記事で次の通りである。

て去る六日、同氏を相手取り予審判事補諸隈通昌氏へ告訴 … 翌七日、告訴の趣は不正に人を監禁したるものに非ざるを以て受理せず云 候はずと述べたるに、右検事補は退席され … 其日も捺印せずして帰監 は斯迄申すに聞入ずは、此上は公力を以て拇印せしめんと申されしかば、同氏は左様仰せらるゝ上は拇印も致すべけれど真正の拇印には 氏は昨日も申上たる通り今般の拘留の如何にも不当と思考する故、決して拇印仕らず 無効の拘留とこそ申べけれと申しゝに、 より訊問書の扱印を拒めど、夫れは大に心得違にて、此訊問書は却て其方の無罪を証するの利益あれば、拇印致すべしとの事なれば、 宮沢氏は翌三日(四月— ―手塚註、又々呼出に付出廷せし処、掛官は矢張前日の検事補(堀――手塚註)にて、最慇懃に言はるゝ様、 宮沢氏には足立検事を以て規則に背き人を監禁せる者なりと 昨日

同

同年五月三十日 に 開かれた東京軽罪裁判所(裁判長判事児玉淳一郎、立会検事補村井一英)の公判廷で、被告らは「官吏ヲ侮(お) この一節が堀検事補のみならず、足立検事の職務も侮辱したものとされたのである。

屠スル者ニ非ズシテ即チ原新聞(高田新聞を指す──手塚註)ノ激論暴論ヲ省キ其事実ヲ記シ官吏ヲ保護シタル者」と弁 解②) 金五十円を宣告した。被告らが上告したかどうかは不明である。 唇セザル者ト云フヲ得ザルナリ」とし、刑法第一四一条並に新聞紙条例第一八条を適用、 くなつているのはたしかである。しかし、翌三十一日、裁判所はその弁解をみとめず「其記載方ヲ研審スルニ之ヲ官吏ヲ侮 「公力を以て拇印云々」の個所を、前に掲げた高田新聞の原文の当該個所と比較すれば、文章の語勢がかなりやわらか 佐藤、 武内に、各重禁錮一月、

例第三三条違反に問われ、 在残つていないので、その正確な内容はわからない。この方は官吏侮辱罪ではなく、予審中の事件の報道として、新聞紙条 新潟日日新聞も十六年五月十七日乃至二十日の紙上に、宮沢の 社主里村太利、仮編集人渡辺宗三郎、 前仮編集人池田元朔の三名が起訴され、 「出獄土産」に関する記事を掲載したが、 同年六月十八日 この新聞 P 現

自由党高田事件裁判小考

うかは不明である。

(六八四)

新潟軽罪裁判所 (裁判長判事後藤幸操、 立会検事補石部雄海)で各軽禁錮三月、 罰金四十円が宣告された。被告が上告したかど(34)

に該当するとして、編集長田中謙三が起訴され、 同年七月六日、新潟軽罪裁判所 (裁判長判事補桐生吉英、立会検事補須藤槻) に拘留したとしてはげしく攻撃したことは前に述べた(本誌六七頁註40・参照)。この記事も、 新潟新聞が十六年四月十八日の社説「検察官ノ行為ヲ疑フ」で、検察官が高田事件の関係者を治罪法の規定に反して不当 重禁錮三月、 罰金十五円が宣告された。被告が上告したかどうかは不明である。 刑法第一四一条の官吏侮辱罪

を制約、 以上述べた筆禍事件の様相をみるに、新聞紙条例あるいは刑法の官吏侮辱罪の規定を最大限に利用し、事件に関する報道 多少とも事件関係者に好意的と思われる報道あるいは検察官に対する非難めいた報道には、 容赦なく処罰を加える

という政府の姿勢を十分伺うことができる。市島謙吉は、当時を追想して、

らぬ・・時の判事でも今頃考へたら、吾等と同じ様に其の苛察に恥ぢるであらうと思ふ。併し当時の裁判所は如何にも神経質で、馬鹿に 新聞は毎日法に間はれねばならぬ。官吏の失錯を冷笑した位で、それが侮辱とならば、今日の新聞紙は毎日侮辱罪を以つて間はれねばな 審の妨害をなす程度に書けばよくないことは言ふまでもないが、僅かに筆が予審の事に及んだと云ふて法に問はるゝとあつては、 今から見ると、幾んど理解もつかぬほどの事が官吏侮辱となつたり、条例の違反となつたのである。予審の下調に属する事の如き、予

と述べているが、正に適切な批判であろう。

高田事件を重く見たから、其の余沫がひどく新聞社にも及んだのである。

ものが、 以上に私が紹介したもの以外にもあつたであろうことは十分考えられる。大方の御示教を乞う次第である 高田事件関係の報道は、 全国の新聞に掲載されたであろうことから推察すれば、各地の新聞で筆禍にまき込まれた

- 例えば市島春城「四十年前の高田新聞・創刊当時の思出」・大正十一年五月十三日・高田新聞。「獄窓旧夢談」・「礟政論」附録・昭和二十一年・一九
- 例えば前掲新潟の明治百年・一八頁

この号外の現物は残つていない。

3

5

明治十六年六月三日・朝野新聞に、判決文が掲載されている

- 4 集人若クハ編集人長若シクハ代理人罰金百円以上五百円以下ヲ科シ印刷人罰金百円ヲ科ス」とある。 新聞紙条例(明治八年六月二十八日・太政官布告第一一一号)の第六条二項に「毎紙毎巻ノ尾ニ編集人印刷人名ヲ署シ」「若シ名ヲ署セサル時ハ編
- 「新聞紙ニ記載シタル事項ニ関スル犯罪ハ持主社主編集人印刷人及筆者訳者ハ共犯ヲ以テ論ス」(第一八条)とされた。 違反した場合は第三一条で「二月以上二年以下ノ軽禁錮ニ処シ三十円以上三百円以下ノ罰金カ附加」された。また、 新聞紙条例(明治十六年四月十六日・太政官布告第一二号)の第三三条には「重罪軽罪ノ予審ハ公判ニ付セル以前ニ之ヲ記載スルコトヲ得ス」とあ このあたらしい新聞 紙 条 例 で
- 明治十六年六月十二日・新潟新聞
- 8 例えば、前掲獄窓旧夢談・一九六頁
- 9 明治十七年六月十七日・新潟新聞に、判決文が掲載されている。
- 10 公判傍聴筆記・明治十六年六月一日・朝野新聞
- 下ノ重禁錮ニ処シ五円以上五十円以下ノ罰金ヲ附加ス」とある。 明治十五年刑法第一四一条に「官吏ノ職務ニ対シ」「其目前ニ非スト雖モ刊行ノ文書図画又ハ公然ノ演説ヲ以テ侮辱シタル者」は「一月以上一年以
- 明治十六年六月十九日・新潟新聞
- 発生せず、したがつて同条例であらたに設けられた第一八条(註6・参照)も、五月十一日乃至十三日の記事(宮沢の出獄土産)については適用されな 聞記事については編集人のみに責任を負わせていた。市島、竹村と共に処罰された編集人新田忠義だけが上告しないのは、それがためである。 みに、旧新聞紙条例(註4・参照)の第六条は「紙中若クハ巻中載スル所ノ事ニ付テハ紙尾署名ノ編集人若クハ編集人長一切責ニ任スヘシ」とあり、新 十日以内ニ此条例ニ従ヒ願書及保証金ヲ管轄庁ニ差出ス可シ」とあるから、この条例が発布された十六年四月十六日から三十日間は、この条例は効力を いから、社長の市島、印刷人竹村を共犯として取扱うことはできないというのである(明治十七年六月十九日・大審院判決書による。 註16・参照)。 因 市島、竹村の上告理由は、あたらしい新聞条例(註6・参照)の附則によると、「現行発行ノ新聞紙へ東京府下ハ:「其他ノ地方ハ到達ノ日ヨリ三
- (14) この事件は、十六年四月二十六日乃至二十八日・高田新聞に掲載した「一婦三夫」という記事が、富田直興という人の醜行をあばいたとして摘発さ 錮十一日、罰金三円七十五銭(未成年減軽)を言渡したものである。 れ、同年五月十九日・高田軽罪裁判所は刑法第三五八条の名誉毀損罪により社長市島、印刷人竹村に重禁錮十五日、罰金五円、仮編集長設楽正吉に重禁
- 同年六月十五日・高田軽罪裁判所判決に対するそれと同様である(註13・参照)。 したがつて 編集人設楽は 上告していな

自由党高田事件裁判小考

(六八六)

検事の上告理由は、原判决文の犯罪事実の明示不備である。

自由党高田事件裁判小考

- (16) 大審院は、市島らの上告理由に対し、高田新聞社は、新しい新聞紙条例発布後、直ちに同条例による願書を関係官庁に提出しているから、同条例の とめて破毀し、長野軽罪裁判所へ移送したのである(明治十七年六月十九日・大審院判決書による。この判決書は、最高裁判所保管の判決正本を参照し 適用は当然うけるべきであるとの理由で、その上告をしりぞけているが、ただ十六年五月十九日・高田軽罪裁判所判决については、 検事の上告理由をみ
- 明治十五年刑法第一○□条に「一罪前ニ発シ已ニ判決ヲ経テ余罪後ニ発シ其軽ク若クハ等シキ者ハ之ヲ論セス」とある。
- 18 明治十七年八月二十三日・新潟新聞
- 20 19 明治十八年二月十七日・新潟新聞 前掲獄窓旧夢談・一九八頁以下。
- 21
- (22)(23) 明治十六年五月三十一日・東京軽罪裁判所判決書による(同年六月一日・朝野新聞)。
- 明治十六年六月十七日・新潟新聞
- 明治十六年七月七日・新潟新聞
- 前掲獄窓旧夢談・一九六頁――一九七頁。

兀 むす び

謀の罪に追いこむ策略は不成功に終つたこと、さらに第二段の策として採られた頸城自由党の集会条例違反の件あるいは山 が、長谷川三郎を使役し、頸城自由党員の内乱陰謀という架空の出来事を誣告させて大量検挙を断行したが、 は直接に関係のない赤井の一件が計らずも暴露したことを明らかにした積りである。これまでの高田事件研究において、し 以上において私は、高田事件検挙の発端並に裁判の推移を考察し、この事件は新潟始審裁判所高田支庁の検事補堀小太郎 加藤勝弥の内乱陰謀の件も遂に実を結ばなかつたこと、しかし、検挙者の取調と家宅捜索により、 長谷川の密告と 結局、 内乱陰

ばしばこの事件は「官権のデッチ上げ」と批評されているが、それは頸城自由党全体の内乱陰謀の一件については妥当な見ばしばこの事件は「官権のデッチ上げ」と批評されているが、それは頸城自由党全体の内乱陰謀の一件については妥当な見

かならずしも適切な評言とはいえないのである。その意味では、

高田事件は、

多くの

解であるが、

赤井の一件については、